

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))において、個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成30年12月14日

項目一覧

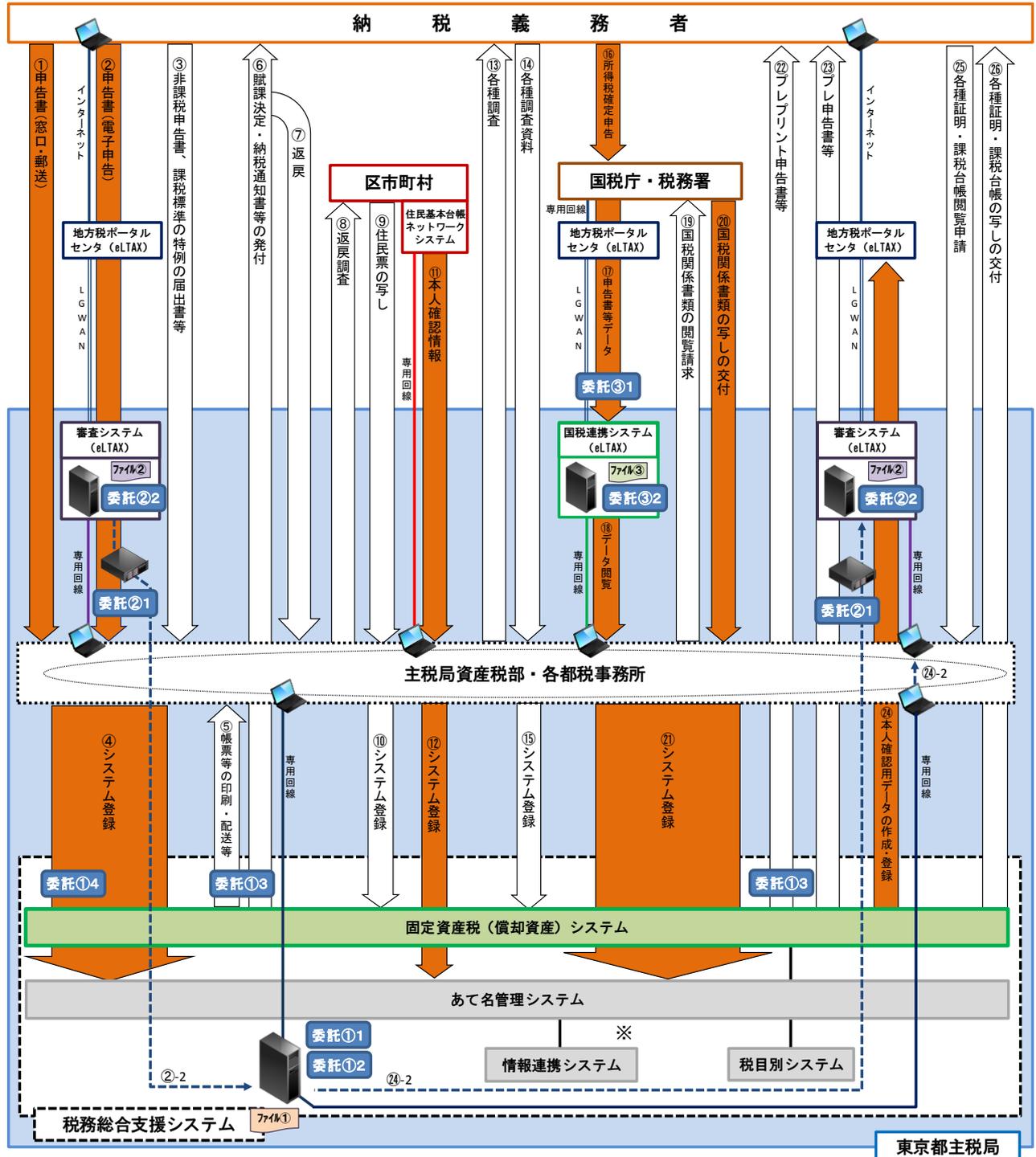
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))
②事務の内容 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)に対し、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日として、固定資産税を課している。 ・償却資産の所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等について、固定資産(償却資産)の所有者(納税義務者)等から申告書等を受け付ける。 ・受け付けた申告書等の内容を償却資産課税台帳に登録する。個人番号については、あて名管理システムに登録する。 ・固定資産税(償却資産)の賦課決定を行う。 ・賦課決定を行った後、申告書に記載された住所宛てに納税通知書等を発付する。 ・返戻となった納税通知書等について、納税通知書等の送達先を把握する必要がある。そのため、住民票の写しの交付請求又は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、住民票の写し又は本人確認情報を取得する。 ・各種調査を行い、必要に応じて賦課決定を行う。 ・国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データを国税連携システムで閲覧する。 ・税務署に国税資料の閲覧(個人番号を含む場合がある。)を行う。必要に応じて賦課決定を行う。 ・納税義務者からの申請・請求があった場合に、各種証明の交付及び償却資産課税台帳を閲覧に供している。
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合支援システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン入力 ・課税データ等の一括更新処理 ・税務データ保存、帳票データ作成 ・外部からのデータ取込み ・外部へのデータ出力 ・電子帳票機能
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 50%;">[] その他 ()</div> </div>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（地方税ポータルセンタ(eLTAX)）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
①固定資産税(償却資産)課税事務ファイル、②電子申告審査システム事務ファイル、③国税連携ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・税目間における確実な名寄せによる納税者サービスの向上。 ・返戻となった納税通知書等の確実な送達。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第16号
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <div style="margin-left: 20px;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	主税局資産税部固定資産評価課
②所属長の役職名	固定資産評価課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



- 【凡例】
- : 特定個人情報の流れ
 - : 特定個人情報以外の情報の流れ
 - 委託① : 税務総合支援システム維持管理及び運用業務委託
 - 委託② : 税務総合支援システム等センタ運用委託
 - 委託③ : 税務総合支援システムデータ出力センター委託
 - 委託④ : 償却資産申告書等処理業務委託
 - 委託① : 電子申告審査システム維持管理及び運用業務委託
 - 委託② : 税務総合支援システム等センタ運用委託
 - 委託③ : 国税連携システム維持管理及び運用業務委託
 - 委託② : 税務総合支援システム等センタ運用委託
 - 771W1 : 固定資産税(償却資産)課税事務ファイル
 - 771W2 : 電子申告審査システム事務ファイル
 - 771W3 : 国税連携ファイル
 - : ファイルサーバ
 - : 外部記録媒体
 - : 端末

※あて名管理システムについては「地方税の賦課・徴収事務(あて名管理)」(評価書番号14)を参照

(備考)

- ①納税義務者から窓口・郵送によって提出される申告書を受付ける。
- ②申告書を電子申告で受け付ける。
電子申告データは、地方税ポータルシステム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)を通して受付ける。
※②-2 審査システム(eLTAX)からのデータの受領は外部記録媒体を経由して行う。【委託事項②1】
- ③非課税申告書、課税標準の特例に係る届出書等を受付ける。
- ④申告書に記載された情報を、職員が固定資産税(償却資産)システムに登録する。なお、一部のデータ入力については委託している。【委託事項①4】
個人番号及び生年月日については、あて名管理システムに登録する。
それ以外の情報は、固定資産税(償却資産)システムに登録する。
- ⑤システム登録情報を基とした固定資産税(償却資産)に関する帳票等の印刷・配送等を行う。【委託事項①3】
- ⑥システム登録情報を基に固定資産税(償却資産)を賦課し、納税通知書及び納付書(以下、「納税通知書等」という。)を納税義務者宛てに発付する。【委託事項①3】
- ⑦納税通知書等の一部において、納税義務者のもとに送達されずに返戻になる場合がある。
- ⑧返戻となった納税通知書等の宛て先について、区市町村に対し住所等の照会を行う。
- ⑨照会の回答として、区市町村より住民票の写しを受け取り、納税通知書等の再送先を把握する。
- ⑩住民票の写しに記載された事項について、固定資産税(償却資産)システムに登録する。
- ⑪住民基本台帳ネットワークシステムにアクセスし、本人確認情報を確認する。
- ⑫本人確認情報に記載された事項について、システム登録を行う。個人番号及び生年月日については、あて名管理システムに登録する。それ以外の情報は、固定資産税(償却資産)システムに登録する。
- ⑬必要に応じて、各種調査事務を行う。
- ⑭各種調査の過程で、納税義務者から調査資料を取得する場合がある。
- ⑮調査結果を償却資産システムに登録する。
- ⑯納税者は税務署へ所得税申告等をする。
- ⑰納税者が申告した所得税申告書等のデータが、税務署から地方税ポータルシステム(eLTAX)を通して国税連携システムへ提供される。【委託事項③1】
- ⑱必要に応じて、国税連携システムで受信したデータの閲覧を行う。
- ⑲必要に応じて、税務署に対して国税関係書類の閲覧及び写しの交付を申請する。
- ⑳税務署より国税関係書類の写しを受け取る。
- ㉑調査結果を固定資産税(償却資産)システムに登録する。個人番号及び生年月日については、あて名管理システムに登録する。それ以外の情報は、固定資産税(償却資産)システムに登録する。
- ㉒固定資産税(償却資産)システムに登録された情報を基に、予め申告に必要な事項が印字された申告書等(プレプリント申告書等)を納税義務者に宛て、発送する。【委託事項①3】
- ㉓固定資産税(償却資産)システムに登録された情報を基に、予め申告に必要な事項が入力された申告データ(プレ申告データ)を、外部記録媒体、審査システム(eLTAX)、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由して、納税義務者に宛て送信する。【委託事項②1】
- ㉔固定資産税(償却資産)システムで把握している個人番号、電子申告で申告を行った納税義務者の納税者IDで構成される本人確認用データを作成する。
※②4-2 作成した提出データは、外部記録媒体、審査システム(eLTAX)を経由して地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ登録する(サーバ経由の方法と端末経由の方法の2通りあり)。
- ㉕納税義務者からの各種証明・課税台帳閲覧の申請を受け付ける。
- ㉖㉕に基づき、各種証明や課税台帳の写し等を交付する

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
①固定資産税(償却資産)課税事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税(償却資産)の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・その他識別情報: 対象者(固定資産税(償却資産)の納税義務者)を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先: ①償却資産課税台帳の台帳記載事項として登録するため、②納税通知書等を送達するため、③本人への連絡等のために保有する。 ・地方税関係情報: 租税の賦課を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	主税局資産税部固定資産評価課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（総務局(住民基本台帳ネットワークシステム)） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、税務署） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（区市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）
③入手の時期・頻度	<p>【申告書、非課税申告書等、各種証明・閲覧申請】 納税義務者等の申告・請求・申請の都度、入手する。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 納税通知書等の返戻調査時等、必要に応じて入手する。</p> <p>【各種調査資料、国税関係書類の写し】 各種調査を実施する際、必要に応じて入手する。</p>
④入手に係る妥当性	<p>【申告書】 地方税法第383条及び第343条第3項の規定により、償却資産申告書が東京都に提出される。個人番号については、地方税法施行規則の改正により、共通番号記入欄が設けられた。</p> <p>【非課税申告書等】 東京都都税条例の規定により、軽減措置ごとに申告書等を提出することとなっている。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 返戻となった納税通知書等について、納税通知書等の送達先等を把握するため、①区市町村あて住民票の写し等を交付請求し取得する、又は②住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。本取得は、地方税法第20条の11の規定に基づくものである。 なお、住民基本台帳法において、住民票の写し等を請求する場合には、請求事由を明らかにすることがとされているが、地方税の賦課事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。</p> <p>【各種調査資料、国税関係書類の写し】 地方税法第408条、第353条、及び第354条の2の規定に基づき、各種調査資料及び国税関係書類の写しを入手している。</p> <p>【各種証明・閲覧申請】 地方税法第382条の3等の規定により、納税義務者等からの請求・申請に基づく証明の交付及び閲覧に供することが義務付けられている。</p>

<p>⑤本人への明示</p>	<p>【申告書】 地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、その所有する償却資産について申告することを義務付けられている。また、申告の手引き(冊子、電子版ともに用意されている。電子版は、主税局ホームページに掲載されている。)に申告書の記載例を掲載している。</p> <p>【非課税申告書等】 各税額軽減措置を認定するにあたり、当該認定のための要件を満たしているか否かを確認するために、東京都都税条例の規定により、申告書等の提出が義務付けられている。また、主税局ホームページに非課税申告書等の記載例を掲載している。</p> <p>【住民票の写し、本人確認情報】 地方税法第20条の11の規定により、住民票の写し等の入手を行っている。 なお、住民基本台帳法において、住民票の写し等を請求する場合には、請求事由を明らかにすることとされているが、地方税の賦課事務に係る請求については、「請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難であるもの」に該当する。</p> <p>【各種調査資料】 地方税法第408条に基づく調査であるという調査の趣旨及び調査にあたり必要となる書類を明記した文書を交付することにより、各種調査資料の提供を依頼している。</p> <p>【国税関係書類の写し】 地方税法第354条の2の規定に基づき、国税関係書類の入手を行っている。</p> <p>【各種証明・閲覧申請】 地方税法第382条の3等の規定により、納税義務者等からの申請・請求に基づく証明の交付等が義務付けられている。</p>				
<p>⑥使用目的 ※</p>	<p>適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報保有するため。</p>				
<p>変更の妥当性</p>	<p>—</p>				
<p>⑦使用の主体</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1057 443 1115"> <p>使用部署 ※</p> </td> <td data-bbox="451 1057 1449 1115"> <p>主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁(39箇所)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1115 443 1202"> <p>使用者数</p> </td> <td data-bbox="451 1115 1449 1202"> <p>[1,000人以上]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td> </tr> </table>	<p>使用部署 ※</p>	<p>主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁(39箇所)</p>	<p>使用者数</p>	<p>[1,000人以上]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
<p>使用部署 ※</p>	<p>主税局各部、各都税事務所(都税支所を含む)、都税総合事務センター及び各支庁(39箇所)</p>				
<p>使用者数</p>	<p>[1,000人以上]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>【申告書、非課税申告書等】 申告内容について、システム登録を行う。</p> <p>【住民票の写し】 記載されている情報に基づき、現住所を最新の状態に更新するため、システム登録を行う。</p> <p>【本人確認情報】 記載されている情報に基づき、現住所を最新の状態に更新するため、システム登録を行う。</p> <p>【各種調査資料、国税関係書類の写し】 調査の結果を踏まえてシステム登録を行う。</p> <p>【各種証明・閲覧申請】 申請・請求に基づき、システム登録された情報を証明書等として出力し、交付を行う。</p>				

委託事項2～5		
委託事項2	税務総合支援システム等センタ運用委託	
①委託内容	TACSS(情報連携サーバを含む。)等の稼働に必要なセンタ機能の提供について委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)	
	その妥当性 税務総合支援システムの安定的な稼働のため、特定個人情報ファイルを格納しているサーバやシステムの異常終了時の対応などを行う上で特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (特定個人情報ファイルが保存されたサーバの管理)	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。
	⑨再委託事項	仕様設計支援・実装設計支援・運用設計支援・その他センタ運用に関わる技術・作業支援
委託事項3	税務総合支援システムデータ出力センター委託	
①委託内容	帳票等の印刷・配送等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)	
	その妥当性 多様な帳票を適切に出力するため、委託先に提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		共同印刷 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		償却資産申告書等処理業務委託
①委託内容		償却資産申告書及び種類別明細書等に記載されている償却資産の評価内容等を、各都税事務所内で税務総合支援システムにオンライン入力を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
	その妥当性	価格等の固定資産課税台帳への登録を、適正かつ効率的に行うため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		東京都ビジネスサービス 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(税務総合支援システム)

1. 一品マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却一品資産番号
5	償却履歴管理番号
6	償却一品資産種類コード
7	償却一品情報課税履歴番号
8	償却一品情報異動年月日
9	償却一品情報異動事由コード
10	償却一品情報履歴フラグ
11	償却一品情報前年前取得価額
12	償却一品情報前年中減少額
13	償却一品情報前年中取得価額
14	償却一品情報取得価額
15	償却一品情報当初取得価額
16	償却一品情報取得年月
17	償却一品情報資産漢字名称
18	償却一品情報数量
19	償却一品情報耐用年数
20	償却一品情報当初耐用年数
21	償却一品情報残存率
22	償却一品情報残存率月割
23	償却一品情報残存率前年前
24	償却一品情報残存率前年中
25	償却一品情報減価率
26	償却一品情報耐用年数短縮区分
27	償却一品情報課税標準特例区分
28	償却一品情報減免区分
29	償却一品情報共用区分
30	償却一品情報非課税区分
31	償却一品情報増加償却区分
32	償却一品情報陳腐化償却区分
33	償却一品情報前年度帳簿価額
34	償却一品情報当年度帳簿価額
35	償却一品情報当年度修正後帳簿価額
36	償却一品情報前年度評価額
37	償却一品情報当年度評価額
38	償却一品情報当年度修正後評価額
39	償却一品情報決定価格
40	償却一品情報増加割合1
41	償却一品情報増加月数1
42	償却一品情報増加割合2
43	償却一品情報増加月数2
44	償却一品情報増加割合3
45	償却一品情報増加月数3
46	償却一品情報陳腐化償却額
47	償却一品情報特例コード
48	償却一品情報特例適用条件区分
49	償却一品情報特例適用区分
50	償却一品情報特例率分子
51	償却一品情報特例率分母
52	償却一品情報課税標準額
53	償却一品情報特例差額
54	償却一品情報減免コード1
55	償却一品情報減免率1

項番	項目名称
56	償却一品情報減免適用月数1
57	償却一品情報減免適用割合1
58	償却一品情報減免適用年月日1
59	償却一品情報減免コード2
60	償却一品情報減免率2
61	償却一品情報減免適用月数2
62	償却一品情報減免適用割合2
63	償却一品情報減免適用年月日2
64	償却一品情報減免前税額
65	償却一品情報減免税額
66	償却一品情報非課税コード
67	償却一品情報非課税率
68	償却一品情報事業割合
69	償却一品情報共用割合計算前取得価額
70	償却一品情報共用割合計算前評価額
71	償却一品情報共用割合計算前帳簿価額
72	償却一品情報共用割合計算前決定価格
73	償却一品情報共用割合計算前課税標準額
74	償却一品情報補正後評価額
75	償却一品情報耐用年数短縮年数
76	償却一品情報評価開始年度
77	償却一品情報評価終了年度
78	償却一品情報評価最低区分
79	償却一品情報帳簿最低区分
80	償却一品情報作成年月日
81	償却一品情報更新区分
82	償却一品情報資産番号ソート区分
83	償却一品情報エラー区分
84	償却一品情報削除フラグ
85	償却一品情報登録端末ID
86	償却一品情報登録ユーザID
87	償却一品情報登録年月日
88	償却一品情報登録時間
89	償却一品情報更新端末ID
90	償却一品情報更新ユーザID
91	償却一品情報更新年月日
92	償却一品情報更新時間

2. 課税標準特例特例コードマスタ

項番	項目名称
1	償却相当年度
3	償却課税特例コード
4	償却課税特例本法附則区分
5	償却課税特例新法旧法区分
6	償却課税特例条
7	償却課税特例項
8	償却課税特例枝番
9	償却課税特例適用事項
10	償却課税特例特例適用区分
11	償却課税特例自適用年1
12	償却課税特例至適用年1
13	償却課税特例適用期間年数1
14	償却課税特例特例率分子1
15	償却課税特例特例率分母1
16	償却課税特例特例率1
17	償却課税特例自適用年2
18	償却課税特例至適用年2
19	償却課税特例適用期間年数2
20	償却課税特例特例率分子2
21	償却課税特例特例率分母2
22	償却課税特例特例率2
23	償却課税特例備考140
24	償却課税特例経過規定
25	償却課税特例削除フラグ
26	償却課税特例登録端末ID
27	償却課税特例登録ユーザID
28	償却課税特例登録年月日
29	償却課税特例登録時間
30	償却課税特例更新端末ID
31	償却課税特例更新ユーザID
32	償却課税特例更新年月日
33	償却課税特例更新時間

3. 課税標準特例マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却資産種類コード
5	償却課税特例連番
6	償却履歴管理番号
7	償却課税特例課税履歴番号
8	償却課税特例特例コード
9	償却課税特例評価額
10	償却課税特例特例率分子
11	償却課税特例特例率分母
12	償却課税特例特例差額
13	償却課税特例課税標準額
14	償却課税特例異動年月日
15	償却課税特例件数
16	償却課税特例削除フラグ
17	償却課税特例登録端末ID
18	償却課税特例登録ユーザID
19	償却課税特例登録年月日
20	償却課税特例登録時間
21	償却課税特例更新端末ID
22	償却課税特例更新ユーザID
23	償却課税特例更新年月日
24	償却課税特例更新時間

4. 資産マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却課税履歴番号
5	償却資産種類コード
6	償却資産情報異動年月日
7	償却資産情報異動事由コード
8	償却資産情報前年取得分取得価額
9	償却資産情報前年中減少分取得価額
10	償却資産情報前年中増加分取得価額
11	償却資産情報取得価額計
12	償却資産情報帳簿価額
13	償却資産情報評価額
14	償却資産情報決定価格
15	償却資産情報帳簿決定特例差額
16	償却資産情報評価決定特例差額
17	償却資産情報特例差額
18	償却資産情報帳簿決定課税標準額
19	償却資産情報評価決定課税標準額
20	償却資産情報課税標準額
21	償却資産情報相当税額
22	償却資産情報件数
23	償却資産情報配分区分
24	償却資産情報更新区分
25	償却資産情報削除フラグ
26	償却資産情報登録端末ID
27	償却資産情報登録ユーザID
28	償却資産情報登録年月日
29	償却資産情報登録時間
30	償却資産情報更新端末ID
31	償却資産情報更新ユーザID
32	償却資産情報更新年月日
33	償却資産情報更新時間

5. 縦覧閲覧管理マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却縦覧証明対象区分
5	償却縦覧証明履歴番号
6	償却縦覧証明発生事務所コード
7	償却縦覧証明発生年月日
8	償却縦覧証明閲覧受付番号
9	償却縦覧証明閲覧受付区分
10	償却縦覧証明閲覧受付回次
11	償却縦覧証明証明発行区分
12	償却縦覧証明証明発行理由コード
13	償却縦覧証明ページ数
14	償却縦覧証明登録端末ID
15	償却縦覧証明登録ユーザID
16	償却縦覧証明登録年月日
17	償却縦覧証明登録時間
18	償却縦覧証明更新端末ID
19	償却縦覧証明更新ユーザID
20	償却縦覧証明更新年月日
21	償却縦覧証明更新時間

6. 償却資産コードマスタ

項番	項目名称
1	償却相当年度
2	償却コード種類
3	償却コード値
4	償却コード内容
5	償却コード年度申請要否区分
6	償却コード率入力要否区分
7	償却コード率
8	償却コード備考60
9	償却コード削除フラグ
10	償却コード登録端末ID
11	償却コード登録ユーザID
12	償却コード登録年月日
13	償却コード登録時間
14	償却コード更新端末ID
15	償却コード更新ユーザID
16	償却コード更新年月日
17	償却コード更新時間

7. 償却資産委託異動マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却一品資産番号
5	償却履歴管理番号
6	償却委託異動異動年月日
7	償却委託異動異動時間
8	償却委託異動入力区分
9	償却委託異動異動区分
10	償却委託異動リスト出力フラグ
11	償却委託異動削除フラグ
12	償却委託異動登録端末ID
13	償却委託異動登録ユーザID
14	償却委託異動登録年月日
15	償却委託異動登録時間
16	償却委託異動更新端末ID
17	償却委託異動更新ユーザID
18	償却委託異動更新年月日
19	償却委託異動更新時間

8. 償却資産課税マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却履歴管理番号
5	償却調定年度
6	償却課税情報異動年月日
7	償却課税情報異動事由コード
8	償却課税情報申告区分
9	償却課税情報課税年度
10	償却課税情報課税月
11	償却課税情報調後月
12	償却課税情報前年取得分取得価額
13	償却課税情報前年中減少分取得価額
14	償却課税情報前年中増加分取得価額
15	償却課税情報取得価額計
16	償却課税情報帳簿価額
17	償却課税情報評価額
18	償却課税情報決定価格
19	償却課税情報帳簿決定特例差額
20	償却課税情報評価決定特例差額
21	償却課税情報特例差額
22	償却課税情報帳簿決定課税標準額
23	償却課税情報評価決定課税標準額
24	償却課税情報課税標準額
25	償却課税情報当初税額
26	償却課税情報年税額
27	償却課税情報納通作成コード
28	償却課税情報納通摘要コード
29	償却課税情報納通発行年月日
30	償却課税情報納通返戻有無フラグ
31	償却課税情報納通公示年月日
32	償却課税情報納付税額
33	償却課税情報1期異動後税額
34	償却課税情報2期異動後税額
35	償却課税情報3期異動後税額
36	償却課税情報4期異動後税額
37	償却課税情報1期異動後納期限
38	償却課税情報2期異動後納期限
39	償却課税情報3期異動後納期限
40	償却課税情報4期異動後納期限
41	償却課税情報帳簿決定一品合計減免税額
42	償却課税情報評価決定一品合計減免税額
43	償却課税情報一品合計減免税額
44	償却課税情報減免コード1
45	償却課税情報減免率1
46	償却課税情報減免適用月数1
47	償却課税情報減免適用年月日1
48	償却課税情報減免税額1
49	償却課税情報減免異動件数1
50	償却課税情報減免取扱件数1
51	償却課税情報減免コード2
52	償却課税情報減免率2
53	償却課税情報減免適用月数2
54	償却課税情報減免適用年月日2
55	償却課税情報減免税額2

項番	項目名称
56	償却課税情報減免異動件数2
57	償却課税情報減免取扱件数2
58	償却課税情報減免税額
59	償却課税情報異動前評価額
60	償却課税情報異動前決定価格
61	償却課税情報異動前課税標準額
62	償却課税情報異動前年税額
63	償却課税情報1期異動前税額
64	償却課税情報2期異動前税額
65	償却課税情報3期異動前税額
66	償却課税情報4期異動前税額
67	償却課税情報1期異動前納期限
68	償却課税情報2期異動前納期限
69	償却課税情報3期異動前納期限
70	償却課税情報4期異動前納期限
71	償却課税情報あて名番号
72	償却課税情報あて名履歴管理番号
73	償却課税情報共有人数
74	償却課税情報納管人等送付先区分
75	償却課税情報納管人等送付先履歴番号
76	償却課税情報送付先区分
77	償却課税情報送付先履歴番号
78	償却課税情報調定引継フラグ
79	償却課税情報調定保留フラグ
80	償却課税情報価格決定決議番号簿種類
81	償却課税情報価格決定文書記号
82	償却課税情報価格決定文書決議番号
83	償却課税情報価格決定決議年月日
84	償却課税情報賦課決定決議番号簿種類
85	償却課税情報賦課決定文書記号
86	償却課税情報賦課決定文書決議番号
87	償却課税情報賦課決定決議年月日
88	償却課税情報税額変更事由コード
89	償却課税情報資産件数
90	償却課税情報非課税区分
91	償却課税情報特例区分
92	償却課税情報短縮耐用年数区分
93	償却課税情報増加償却区分
94	償却課税情報価格決定区分
95	償却課税情報課税状況区分
96	償却課税情報エラー区分
97	償却課税情報異動調定回数
98	償却課税情報履歴フラグ
99	償却課税情報除却フラグ
100	償却課税情報更新区分
101	償却課税情報削除フラグ
102	償却課税情報登録端末ID
103	償却課税情報登録ユーザID
104	償却課税情報登録年月日
105	償却課税情報登録時間
106	償却課税情報更新端末ID
107	償却課税情報更新ユーザID
108	償却課税情報更新年月日
109	償却課税情報更新時間

9. 償却資産管理マスタ

項番	項目名称
1	償却相当年度
2	償却管理区分
3	償却事務所コード
4	償却氏名コード
5	償却管理連番
6	償却管理情報遡及年数
7	償却管理情報有効期限
8	償却管理情報免税点
9	償却管理情報免税点候補
10	償却管理情報自納期限変更可能期間
11	償却管理情報至納期限変更可能期間
12	償却管理情報削除フラグ
13	償却管理情報登録端末ID
14	償却管理情報登録ユーザID
15	償却管理情報登録年月日
16	償却管理情報登録時間
17	償却管理情報更新端末ID
18	償却管理情報更新ユーザID
19	償却管理情報更新年月日
20	償却管理情報更新時間

10. 償却資産資産所在地マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却資産所在連番
5	償却資産所在履歴番号
6	償却資産所在課税履歴番号
7	償却資産所在住所コード
8	償却資産所在番地
9	償却資産所在号1
10	償却資産所在号2
11	償却資産所在郵便番号
12	償却資産所在漢字区市郡名
13	償却資産所在漢字住所
14	償却資産所在漢字方書
15	償却資産所在削除フラグ
16	償却資産所在登録端末ID
17	償却資産所在登録ユーザID
18	償却資産所在登録年月日
19	償却資産所在登録時間
20	償却資産所在更新端末ID
21	償却資産所在更新ユーザID
22	償却資産所在更新年月日
23	償却資産所在更新時間

11. 償却資産納税義務者マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却氏名コード
3	償却相当年度
4	償却履歴管理番号
5	償却納義務者異動年月日
6	償却納義務者異動事由コード
7	償却納義務者業種コード
8	償却納義務者資本金
9	償却納義務者事業開始年月
10	償却納義務者当年度申告区分
11	償却納義務者当年度課税状況区分
12	償却納義務者全品減少区分
13	償却納義務者0申告区分
14	償却納義務者申告サイン
15	償却納義務者申告書青色申告区分
16	償却納義務者不申告課税区分
17	償却納義務者申告書非課税区分
18	償却納義務者申告書特例区分
19	償却納義務者減免区分
20	償却納義務者担当者漢字氏名
21	償却納義務者担当者電話番号
22	償却納義務者税理士漢字氏名
23	償却納義務者税理士電話番号
24	償却納義務者申告書短縮耐用年数区分
25	償却納義務者申告書増加償却区分
26	償却納義務者申告書特別償却圧縮記帳区分
27	償却納義務者申告書定率定額区分
28	償却納義務者借用資産区分
29	償却納義務者借用資産貸主漢字名称
30	償却納義務者事業所用家屋所有区分
31	償却納義務者決算期
32	償却納義務者組織区分
33	償却納義務者評価開始年度
34	償却納義務者評価停止年度
35	償却納義務者不申告開始年度
36	償却納義務者最終課税年度
37	償却納義務者共有者数
38	償却納義務者作成年月日
39	償却納義務者除却フラグ
40	償却納義務者漢字備考1001
41	償却納義務者漢字備考1002
42	償却納義務者漢字備考1003
43	償却納義務者漢字備考1004
44	償却納義務者現年最終資産番号
45	償却納義務者過年最終資産番号
46	償却納義務者申告書印刷番号
47	償却納義務者現年減少最終資産番号
48	償却納義務者過年減少最終資産番号
49	償却納義務者評価終了年度
50	償却納義務者削除フラグ
51	償却納義務者登録端末ID
52	償却納義務者登録ユーザID
53	償却納義務者登録年月日
54	償却納義務者登録時間
55	償却納義務者更新端末ID

11. 償却資産納税義務者マスタ(続き)

項番	項目名称
56	償却納義務者更新ユーザID
57	償却納義務者更新年月日
58	償却納義務者更新時間

12. 担当者識別文字管理マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却文字コード
3	償却氏名コード
4	償却区市郡名コード
5	償却担当町名コード
6	償却担当丁目コード
7	償却担当識別削除フラグ
8	償却担当識別登録端末ID
9	償却担当識別登録ユーザID
10	償却担当識別登録年月日
11	償却担当識別登録時間
12	償却担当識別更新端末ID
13	償却担当識別更新ユーザID
14	償却担当識別更新年月日
15	償却担当識別更新時間

13. 抽出条件マスタ

項番	項目名称
1	償却事務所コード
2	償却担当者識別文字
3	償却パターン番号
4	償却抽出条件事務所コード
5	償却抽出条件調査項目区分
6	償却抽出条件氏名コード区分
7	償却抽出条件個法区分
8	償却抽出条件評価停止区分
9	償却抽出条件担当者識別文字1
10	償却抽出条件担当者識別文字2
11	償却抽出条件担当者識別文字3
12	償却抽出条件担当者識別文字4
13	償却抽出条件担当者識別文字5
14	償却抽出条件担当者識別文字6
15	償却抽出条件担当者識別文字7
16	償却抽出条件担当者識別文字8
17	償却抽出条件担当者識別文字9
18	償却抽出条件組織区分1
19	償却抽出条件組織区分2
20	償却抽出条件組織区分3
21	償却抽出条件組織区分4
22	償却抽出条件組織区分5
23	償却抽出条件組織区分6
24	償却抽出条件組織区分7
25	償却抽出条件組織区分8
26	償却抽出条件組織区分9
27	償却抽出条件地区町名コード1
28	償却抽出条件地区町名コード2
29	償却抽出条件地区町名コード3
30	償却抽出条件地区町名コード4
31	償却抽出条件地区町名コード5
32	償却抽出条件地区町名コード6
33	償却抽出条件地区町名コード7
34	償却抽出条件地区町名コード8
35	償却抽出条件地区町名コード9
36	償却抽出条件業種1
37	償却抽出条件業種2
38	償却抽出条件業種3
39	償却抽出条件業種4
40	償却抽出条件業種5
41	償却抽出条件業種6
42	償却抽出条件業種7
43	償却抽出条件業種8
44	償却抽出条件業種9
45	償却抽出条件自資本金
46	償却抽出条件至資本金
47	償却抽出条件課税歴区分
48	償却抽出条件課税自年度
49	償却抽出条件課税至年度
50	償却抽出条件申告区分
51	償却抽出条件自課税標準額
52	償却抽出条件至課税標準額
53	償却抽出条件課税標準額自年度
54	償却抽出条件課税標準額自月
55	償却抽出条件課税標準額至年度

13. 抽出条件マスタ(続き)

項番	項目名称
56	償却抽出条件課税標準額至月
57	償却抽出条件自税額
58	償却抽出条件至税額
59	償却抽出条件税額自年度
60	償却抽出条件税額自月
61	償却抽出条件税額至年度
62	償却抽出条件税額至月
63	償却抽出条件自資産件数
64	償却抽出条件至資産件数
65	償却抽出条件申告書等送付コード
66	償却抽出条件送付コード抽出自年度
67	償却抽出条件送付コード抽出至年度
68	償却抽出条件送付日有無
69	償却抽出条件送付日抽出自年度
70	償却抽出条件送付日抽出至年度
71	償却抽出条件受理日有無
72	償却抽出条件受理日抽出自年度
73	償却抽出条件受理日抽出至年度
74	償却抽出条件しょうよう日有無
75	償却抽出条件しょうよう日自年度
76	償却抽出条件しょうよう日至年度
77	償却抽出条件調査区分
78	償却抽出条件調査区分抽出自年度
79	償却抽出条件調査区分抽出至年度
80	償却抽出条件調査日有無
81	償却抽出条件調査日抽出自年度
82	償却抽出条件調査日抽出至年度
83	償却抽出条件結果コード
84	償却抽出条件結果コード抽出自年度
85	償却抽出条件結果コード抽出至年度
86	償却抽出条件最大出力件数
87	償却抽出条件資産税部出力有無
88	償却抽出条件NOT条件01
89	償却抽出条件NOT条件02
90	償却抽出条件NOT条件03
91	償却抽出条件NOT条件04
92	償却抽出条件NOT条件05
93	償却抽出条件NOT条件06
94	償却抽出条件NOT条件07
95	償却抽出条件NOT条件08
96	償却抽出条件NOT条件09
97	償却抽出条件NOT条件10
98	償却抽出条件NOT条件11
99	償却抽出条件NOT条件12
100	償却抽出条件NOT条件13
101	償却抽出条件NOT条件14
102	償却抽出条件NOT条件15
103	償却抽出条件NOT条件16
104	償却抽出条件NOT条件17
105	償却抽出条件AND条件101
106	償却抽出条件AND条件102
107	償却抽出条件AND条件103
108	償却抽出条件AND条件104
109	償却抽出条件AND条件105
110	償却抽出条件AND条件106

項番	項目名称
111	償却抽出条件AND条件107
112	償却抽出条件AND条件108
113	償却抽出条件AND条件109
114	償却抽出条件AND条件110
115	償却抽出条件AND条件111
116	償却抽出条件AND条件112
117	償却抽出条件AND条件113
118	償却抽出条件AND条件114
119	償却抽出条件AND条件115
120	償却抽出条件AND条件116
121	償却抽出条件AND条件117
122	償却抽出条件AND条件201
123	償却抽出条件AND条件202
124	償却抽出条件AND条件203
125	償却抽出条件AND条件204
126	償却抽出条件AND条件205
127	償却抽出条件AND条件206
128	償却抽出条件AND条件207
129	償却抽出条件AND条件208
130	償却抽出条件AND条件209
131	償却抽出条件AND条件210
132	償却抽出条件AND条件211
133	償却抽出条件AND条件212
134	償却抽出条件AND条件213
135	償却抽出条件AND条件214
136	償却抽出条件AND条件215
137	償却抽出条件AND条件216
138	償却抽出条件AND条件217
139	償却抽出条件OR条件01
140	償却抽出条件OR条件02
141	償却抽出条件OR条件03
142	償却抽出条件OR条件04
143	償却抽出条件OR条件05
144	償却抽出条件OR条件06
145	償却抽出条件OR条件07
146	償却抽出条件OR条件08
147	償却抽出条件OR条件09
148	償却抽出条件OR条件10
149	償却抽出条件OR条件11
150	償却抽出条件OR条件12
151	償却抽出条件OR条件13
152	償却抽出条件OR条件14
153	償却抽出条件OR条件15
154	償却抽出条件OR条件16
155	償却抽出条件OR条件17
156	償却抽出条件削除フラグ
157	償却抽出条件登録端末ID
158	償却抽出条件登録ユーザID
159	償却抽出条件登録年月日
160	償却抽出条件登録時間
161	償却抽出条件更新端末ID
162	償却抽出条件更新ユーザID
163	償却抽出条件更新年月日
164	償却抽出条件更新時間

14. 調査対象2マスタ

項番	項目名称
1	固償却事務所コード
2	固償却調査対象一連番号
3	固償却調査対象管理年度
4	固償却調査対象連番
5	固償却調査対2申告書送付年月日
6	固償却調査対2申告書受理年月日
7	固償却調査対2申告しようよう書送付年月日
8	固償却調査対2しようよう日コード
9	固償却調査対2調査区分
10	固償却調査対2調査年月日
11	固償却調査対2結果コード
12	固償却調査対2申告しようよう書作成フラグ
13	固償却調査対2送付書作成フラグ
14	固償却調査対2取得価額
15	固償却調査対2削除フラグ
16	固償却調査対2登録端末ID
17	固償却調査対2登録ユーザID
18	固償却調査対2登録年月日
19	固償却調査対2登録時間
20	固償却調査対2更新端末ID
21	固償却調査対2更新ユーザID
22	固償却調査対2更新年月日
23	固償却調査対2更新時間

15. 調査対象マスタ

項番	項目名称
1	固償却事務所コード
2	固償却調査対象一連番号
3	固償却調査対象償却課税事務所コード
4	固償却調査対象償却氏名コード
5	固償却調査対象法人課税事務所コード
6	固償却調査対象法人氏名コード
7	固償却調査対象個人課税事務所コード
8	固償却調査対象個人氏名コード
9	固償却調査対象あて名番号
10	固償却調査対象漢字備考1401
11	固償却調査対象漢字備考1402
12	固償却調査対象漢字備考1403
13	固償却調査対象漢字備考1404
14	固償却調査対象漢字備考1405
15	固償却調査対象申告要否区分
16	固償却調査対象取消フラグ
17	固償却調査対象他所有無フラグ
18	固償却調査対象明細要否区分
19	固償却調査対象担当者識別文字コード
20	固償却調査対象削除フラグ
21	固償却調査対象登録端末ID
22	固償却調査対象登録ユーザID
23	固償却調査対象登録年月日
24	固償却調査対象登録時間
25	固償却調査対象更新端末ID
26	固償却調査対象更新ユーザID
27	固償却調査対象更新年月日
28	固償却調査対象更新時間

16. 電子申告管理マスタ

項番	項目名称
1	固償却事務所コード
2	固償却氏名コード
3	固償却相当年度
4	固償却履歴管理番号
5	固償却電子申告利用可否フラグ
6	固償却電子申告プレ申告抽出フラグ
7	固償却電子申告受理状態フラグ
8	固償却電子申告新現年度対応フラグ
9	固償却電子申告郵送対象フラグ
10	固償却電子申告削除フラグ
11	固償却電子申告登録端末ID
12	固償却電子申告登録ユーザID
13	固償却電子申告登録年月日
14	固償却電子申告登録時間
15	固償却電子申告更新端末ID
16	固償却電子申告更新ユーザID
17	固償却電子申告更新年月日
18	固償却電子申告更新時間

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
②電子申告審査システム事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者(固定資産税(償却資産)の納税義務者)を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先:①償却資産課税台帳の台帳記載事項として登録するため、②納税通知書等を送達するため、③本人への連絡等のために保有する。 ・地方税関係情報:租税の賦課を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	主税局資産税部固定資産評価課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本人又は本人の代理人→地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
③入手の時期・頻度	納税義務者等の申告の都度、入手する。	
④入手に係る妥当性	地方税法第383条及び第343条第3項の規定により、償却資産申告書が東京都に提出される。個人番号については、地方税法施行規則の改正により、共通番号入力欄が設けられた。また、行政機関等への申請・届出等手続きについては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び総務省令の定めるところにより可能となっている。	
⑤本人への明示	地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、その所有する償却資産について申告することを義務付けられている。	
⑥使用目的 ※	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。	
変更の妥当性	—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	主税局資産税部、各都税事務所償却資産担当(24箇所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・申告内容について、システム登録を行う。 ・一般社団法人地方税電子化協議会へ電子データを提供する。
	情報の突合 ※	あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と、申告書等に記載されている情報を突合(目視による確認)し、適正な申告であることを確認する。
	情報の統計分析 ※	個人を特定することなく、統計分析を行う。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定	
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

委託事項2～5			
委託事項2	税務総合支援システム等センタ運用委託		
①委託内容	TACSS(情報連携サーバを含む。)等の稼働に必要なセンタ機能の提供について委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)	
	その妥当性	電子申告審査システムの安定的な稼働のため、特定個人情報ファイルを格納しているサーバやシステムの異常終了時の対応などを行う上で特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (特定個人情報ファイルが保存されたサーバの管理)		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。		
⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。	
	⑨再委託事項	仕様設計支援・実装設計支援・運用設計支援・その他センタ運用に関わる技術・作業支援	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【紙媒体】 ・業務上の必要に応じて申告データを印刷した場合には、文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。</p> <p>【審査システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限定しており、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> <p>【外部記録媒体】 ・固定資産(償却資産)システムと審査システムの間データ授受に使用する外部記録媒体(ハードディスク)は、施錠された保管庫で管理している。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性</p>
<p>③消去方法</p>	<p>【紙媒体】 ・廃棄等に関する規定に基づき、保存期間経過後、職員の立会いのもとで溶解等により廃棄を行っている。 ・運搬・廃棄にあたっては、委託先から適切に処理する旨の誓約書を徴取している。 ・廃棄後にすべての書類等を廃棄したことを示す溶解証明を徴取している。</p> <p>【審査システム(サーバ)】 ・課税から収入までの一連のサイクルを完了し保存年限を経過した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。 ・一般社団法人地方税電子化協議会への提供が完了したデータについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。</p> <p>【外部記録媒体】 ・固定資産税(償却資産)システムと審査システム(eLTAX)の間データ授受に使用する外部記録媒体(ハードディスク)については、バックアップ用保存期間の経過後、委託先が手作業でデータを消去している。 ・同目的に使用するUSBフラッシュメモリについては、データ移行後直ちに、職員が手作業でデータを消去している。</p>

7. 備考

-

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(審査システム)

以下の項目の他、個人番号が記録される。

様式名					
第二十六号様式 償却資産申告書(償却資産課税台帳)					
No	階層	4	5	6	7
1	4	第二十六号様式			
13	5	所有者コード			
14	5	申告年度			
15	5	提出年月日			
16	5	あて先			
17	5	[所有者]1住所フリガナ			
18	5	[所有者]1住所郵便番号			
19	5	[所有者]1住所			
20	5	[所有者]1電話			
21	5	[所有者]2氏名フリガナ			
22	5	[所有者]2氏名			
23	5	[所有者]2代表者フリガナ			
24	5	[所有者]2代表者			
25	5	[所有者]2屋号			
26	5	[所有者]3事業種目			
27	5	[所有者]3事業種目(資本金等の額)			
28	5	[所有者]4事業開始年月			
29	5	[所有者]5この申告に应答する者の係及び氏名(係)			
30	5	[所有者]5この申告に应答する者の係及び氏名(氏名)			
31	5	[所有者]5この申告に应答する者の係及び氏名(電話)			
32	5	[所有者]6税理士等の氏名			
33	5	[所有者]6税理士等の氏名(電話)			
34	5	[所有者]7短縮耐用年数の承認			
35	5	[所有者]8増加償却の届出			
36	5	[所有者]9非課税該当資産			
37	5	[所有者]10課税標準の特例			
38	5	[所有者]11特別償却又は圧縮記帳			
39	5	[所有者]12税務会計上の償却方法			
40	5	[所有者]13青色申告			
41	5	[所有者]14市(区)町村内における事業所等資産の所在地			
42	5	[所有者]14市(区)町村内における事業所等資産の所在地2			
43	5	[所有者]14市(区)町村内における事業所等資産の所在地3			
44	5	[所有者]15借用資産(有無)			
45	5	[所有者][15借用資産]貸主の名称等			
46	5	[所有者]16事業所用家屋の所有区分			
47	5	[所有者]17備考			
48	5	連帯納税義務者人数			
49	5	[1][構築物][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
50	5	[2][機械及び装置][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
51	5	[3][船舶][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
52	5	[4][航空機][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
53	5	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
54	5	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			
55	5	[7][合計][取得価額]前年前に取得したもの(イ)			

56	5	[1][構築物][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
57	5	[2][機械及び装置][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
58	5	[3][船舶][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
59	5	[4][航空機][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
60	5	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
61	5	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
62	5	[7][合計][取得価額]前年中に減少したものの(ロ)
63	5	[1][構築物][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
64	5	[2][機械及び装置][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
65	5	[3][船舶][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
66	5	[4][航空機][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
67	5	[5][車両及び運搬具][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
68	5	[6][工具、器具及び備品][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
69	5	[7][合計][取得価額]前年中に取得したものの(ハ)
70	5	[1][構築物][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
71	5	[2][機械及び装置][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
72	5	[3][船舶][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
73	5	[4][航空機][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
74	5	[5][車両及び運搬具][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
75	5	[6][工具、器具及び備品][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
76	5	[7][合計][取得価額]計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
77	5	対象年
78	5	[1][構築物]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
79	5	[2][機械及び装置]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
80	5	[3][船舶]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
81	5	[4][航空機]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
82	5	[5][車両及び運搬具]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
83	5	[6][工具、器具及び備品]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
84	5	[7][合計]1月1日現在の帳簿価額(ホ)
85	5	[1][構築物]評価額(ホ)
86	5	[2][機械及び装置]評価額(ホ)
87	5	[3][船舶]評価額(ホ)
88	5	[4][航空機]評価額(ホ)
89	5	[5][車両及び運搬具]評価額(ホ)
90	5	[6][工具、器具及び備品]評価額(ホ)
91	5	[7][合計]評価額(ホ)
92	5	[1][構築物]決定価格(ヘ)
93	5	[2][機械及び装置]決定価格(ヘ)
94	5	[3][船舶]決定価格(ヘ)
95	5	[4][航空機]決定価格(ヘ)
96	5	[5][車両及び運搬具]決定価格(ヘ)
97	5	[6][工具、器具及び備品]決定価格(ヘ)
98	5	[7][合計]決定価格(ヘ)
99	5	[1][構築物]課税標準額(ト)
100	5	[2][機械及び装置]課税標準額(ト)
101	5	[3][船舶]課税標準額(ト)
102	5	[4][航空機]課税標準額(ト)
103	5	[5][車両及び運搬具]課税標準額(ト)
104	5	[6][工具、器具及び備品]課税標準額(ト)
105	5	[7][合計]課税標準額(ト)
106	5	[1][構築物]件数
107	5	[2][機械及び装置]件数
108	5	[3][船舶]件数
109	5	[4][航空機]件数
110	5	[5][車両及び運搬具]件数
111	5	[6][工具、器具及び備品]件数
112	5	[7][合計]件数

様式名							
第二十六号様式別表一 種類別明細書(増加資産・全資産用)							
No	階層	4	5	6	7	8	
1	4	第二十六号様式別表一					
13	5	所有者コード					
14	5	申告年度					
15	5	所有者名					
16	5	全頁数					
17	5	異動入力区分					
18	5	修正入力区分					
19	5	種類別明細書(増加資産・全資産用)ワークエリア					
20	6	種類別明細書(増加資産・全資産用)					
21	7	行番号					
22	7	異動区分					
23	7	異動事由					
24	7	プレ申告明細					
25	8	資産の種類					
26	8	資産コード					
27	8	資産の名称等					
28	8	数量					
29	8	取得年月					
30	8	取得価額(イ)					
31	8	耐用年数					
32	8	申告年度					
33	8	減価残存率(ロ)					
34	8	価額(ハ)					
35	8	[課税標準の特例]率					
36	8	[課税標準の特例]コード					
37	8	課税標準額					
38	8	限度額表示					
39	8	事由					
40	8	区分					
41	8	摘要					
42	7	異動明細					
43	8	資産の種類					
44	8	資産コード					
45	8	資産の名称等					
46	8	数量					
47	8	取得年月					
48	8	取得価額(イ)					
49	8	耐用年数					
50	8	申告年度					
51	8	減価残存率(ロ)					
52	8	価額(ハ)					
53	8	[課税標準の特例]率					
54	8	[課税標準の特例]コード					
55	8	課税標準額					

56	8	限度額表示
57	8	事由
58	8	区分
59	8	摘要
60	7	団体独自明細
61	8	団体独自項目01
62	8	団体独自項目02
63	8	団体独自項目03
64	8	団体独自項目04
65	8	団体独自項目05
66	8	団体独自項目06
67	8	団体独自項目07
68	8	団体独自項目08
69	8	団体独自項目09
70	8	団体独自項目10
71	7	変更入力フラグ
72	5	CSVデータ
73	6	種類別明細書
74	5	[合計]数量
75	5	[合計]取得価額
76	5	[合計]価額
77	5	[合計]課税標準額
78	5	[取得価額前年中増加額]構築物
79	5	[取得価額前年中増加額]機械及び装置
80	5	[取得価額前年中増加額]船舶
81	5	[取得価額前年中増加額]航空機
82	5	[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具
83	5	[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品
84	5	[取得価額前年中増加額]合計
85	5	[取得価額前年中減少額]構築物
86	5	[取得価額前年中減少額]機械及び装置
87	5	[取得価額前年中減少額]船舶
88	5	[取得価額前年中減少額]航空機
89	5	[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具
90	5	[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品
91	5	[取得価額前年中減少額]合計
92	5	[評価額]構築物
93	5	[評価額]機械及び装置
94	5	[評価額]船舶
95	5	[評価額]航空機
96	5	[評価額]車両及び運搬具
97	5	[評価額]工具、器具及び備品
98	5	[評価額]合計
99	5	[課税標準額]構築物
100	5	[課税標準額]機械及び装置
101	5	[課税標準額]船舶
102	5	[課税標準額]航空機
103	5	[課税標準額]車両及び運搬具
104	5	[課税標準額]工具、器具及び備品
105	5	[課税標準額]合計
106	5	[件数]構築物
107	5	[件数]機械及び装置
108	5	[件数]船舶
109	5	[件数]航空機
110	5	[件数]車両及び運搬具
111	5	[件数]工具、器具及び備品
112	5	[件数]合計

様式名							
第二十六号様式別表二 種類別明細書(減少資産用)							
No	階層	4	5	6	7	8	
1	4	第二十六号様式別表二					
13	5	所有者コード					
14	5	申告年度					
15	5	所有者名					
16	5	全頁数					
17	5	異動入力区分					
18	5	修正入力区分					
19	5	種類別明細書(減少資産用)ワークエリア					
20	6	種類別明細書(減少資産用)					
21	7	行番号					
22	7	異動区分					
23	7	異動事由					
24	7	プレ申告明細					
25	8	資産の種類					
26	8	抹消コード					
27	8	資産の名称等					
28	8	数量					
29	8	取得年月					
30	8	取得価額					
31	8	耐用年数					
32	8	申告年度					
33	8	減価残存率					
34	8	価額					
35	8	[課税標準の特例]率					
36	8	[課税標準の特例]コード					
37	8	課税標準額					
38	8	限度額表示					
39	8	事由					
40	8	区分					
41	8	摘要					
42	7	異動明細					
43	8	資産の種類					
44	8	抹消コード					
45	8	資産の名称等					
46	8	数量					
47	8	取得年月					
48	8	取得価額					
49	8	耐用年数					
50	8	申告年度					
51	8	減価残存率					
52	8	価額					
53	8	[課税標準の特例]率					
54	8	[課税標準の特例]コード					
55	8	課税標準額					

56	8	限度額表示
57	8	事由
58	8	区分
59	8	摘要
60	7	団体独自明細
61	8	団体独自項目01
62	8	団体独自項目02
63	8	団体独自項目03
64	8	団体独自項目04
65	8	団体独自項目05
66	8	団体独自項目06
67	8	団体独自項目07
68	8	団体独自項目08
69	8	団体独自項目09
70	8	団体独自項目10
71	7	変更入力フラグ
72	5	CSVデータ
73	6	種類別明細書
74	5	[合計]数量
75	5	[合計]取得価額
76	5	[合計]価額
77	5	[合計]課税標準額
78	5	[取得価額前年中増加額]構築物
79	5	[取得価額前年中増加額]機械及び装置
80	5	[取得価額前年中増加額]船舶
81	5	[取得価額前年中増加額]航空機
82	5	[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具
83	5	[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品
84	5	[取得価額前年中増加額]合計
85	5	[取得価額前年中減少額]構築物
86	5	[取得価額前年中減少額]機械及び装置
87	5	[取得価額前年中減少額]船舶
88	5	[取得価額前年中減少額]航空機
89	5	[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具
90	5	[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品
91	5	[取得価額前年中減少額]合計
92	5	[評価額]構築物
93	5	[評価額]機械及び装置
94	5	[評価額]船舶
95	5	[評価額]航空機
96	5	[評価額]車両及び運搬具
97	5	[評価額]工具、器具及び備品
98	5	[評価額]合計
99	5	[課税標準額]構築物
100	5	[課税標準額]機械及び装置
101	5	[課税標準額]船舶
102	5	[課税標準額]航空機
103	5	[課税標準額]車両及び運搬具
104	5	[課税標準額]工具、器具及び備品
105	5	[課税標準額]合計
106	5	[件数]構築物
107	5	[件数]機械及び装置
108	5	[件数]船舶
109	5	[件数]航空機
110	5	[件数]車両及び運搬具
111	5	[件数]工具、器具及び備品
112	5	[件数]合計

様式名								
第二十六号様式別表二(プレ申告用) 種類別明細書(減少資産用)(プレ申告用)								
No	階層	4	5	6	7	8		
1	4	第二十六号様式別表二(プレ申告用)						
13	5	所有者コード						
14	5	申告年度						
15	5	所有者名						
16	5	全頁数						
17	5	異動入力区分						
18	5	修正入力区分						
19	5	種類別明細書(減少資産用)ワークエリア						
20	6	種類別明細書(減少資産用)						
21	7	行番号						
22	7	異動区分						
23	7	異動事由						
24	7	プレ申告明細						
25	8	資産の種類						
26	8	抹消コード						
27	8	資産の名称等						
28	8	数量						
29	8	取得年月						
30	8	取得価額						
31	8	耐用年数						
32	8	申告年度						
33	8	減価残存率						
34	8	価額						
35	8	[課税標準の特例]率						
36	8	[課税標準の特例]コード						
37	8	課税標準額						
38	8	限度額表示						
39	8	事由						
40	8	区分						
41	8	摘要						
42	7	異動明細						
43	8	資産の種類						
44	8	抹消コード						
45	8	資産の名称等						
46	8	数量						
47	8	取得年月						
48	8	取得価額						
49	8	耐用年数						
50	8	申告年度						
51	8	減価残存率						
52	8	価額						
53	8	[課税標準の特例]率						
54	8	[課税標準の特例]コード						
55	8	課税標準額						

56	8	限度額表示
57	8	事由
58	8	区分
59	8	摘要
60	7	団体独自明細
61	8	団体独自項目01
62	8	団体独自項目02
63	8	団体独自項目03
64	8	団体独自項目04
65	8	団体独自項目05
66	8	団体独自項目06
67	8	団体独自項目07
68	8	団体独自項目08
69	8	団体独自項目09
70	8	団体独自項目10
71	7	変更入力フラグ
72	5	CSVデータ
73	6	種類別明細書
74	5	[合計]数量
75	5	[合計]取得価額
76	5	[合計]価額
77	5	[合計]課税標準額
78	5	[取得価額前年中増加額]構築物
79	5	[取得価額前年中増加額]機械及び装置
80	5	[取得価額前年中増加額]船舶
81	5	[取得価額前年中増加額]航空機
82	5	[取得価額前年中増加額]車両及び運搬具
83	5	[取得価額前年中増加額]工具、器具及び備品
84	5	[取得価額前年中増加額]合計
85	5	[取得価額前年中減少額]構築物
86	5	[取得価額前年中減少額]機械及び装置
87	5	[取得価額前年中減少額]船舶
88	5	[取得価額前年中減少額]航空機
89	5	[取得価額前年中減少額]車両及び運搬具
90	5	[取得価額前年中減少額]工具、器具及び備品
91	5	[取得価額前年中減少額]合計
92	5	[評価額]構築物
93	5	[評価額]機械及び装置
94	5	[評価額]船舶
95	5	[評価額]航空機
96	5	[評価額]車両及び運搬具
97	5	[評価額]工具、器具及び備品
98	5	[評価額]合計
99	5	[課税標準額]構築物
100	5	[課税標準額]機械及び装置
101	5	[課税標準額]船舶
102	5	[課税標準額]航空機
103	5	[課税標準額]車両及び運搬具
104	5	[課税標準額]工具、器具及び備品
105	5	[課税標準額]合計
106	5	[件数]構築物
107	5	[件数]機械及び装置
108	5	[件数]船舶
109	5	[件数]航空機
110	5	[件数]車両及び運搬具
111	5	[件数]工具、器具及び備品
112	5	[件数]合計

様式名

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(1/4)

No	階層	4	5	6	7
1	4	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(1/4)			
13	5	税			
14	5	申告書			
15	5	年分			
16	5	[事業年度分]自			
17	5	[事業年度分]至			
18	5	その他			
19	5	※整理番号			
20	5	提出年月日			
21	5	あて先			
22	5	[税理士又は税理士法人]氏名又は名称			
23	5	[税理士又は税理士法人]事務所の所在地			
24	5	[税理士又は税理士法人][事務所の所在地]電話			
25	5	[書面作成に係る税理士]氏名			
26	5	[書面作成に係る税理士]事務所の所在地			
27	5	[書面作成に係る税理士][事務所の所在地]電話			
28	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]税理士会			
29	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]支部			
30	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]登録番号			
31	5	[税務代理権限証書の提出]有無			
32	5	[税務代理権限証書の提出]括弧			
33	5	[依頼者]氏名又は名称			
34	5	[依頼者]住所又は事務所の所在地			
35	5	[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話			
36	5	[1自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項]帳簿書類の名称			
37	5	[1自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項]作成記入の基礎となった書類等			
38	5	[2提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項]帳簿書類の名称			
39	5	[2提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項]備考			
40	5	[※事務処理欄]部門			
41	5	[※事務処理欄]業種			
42	5	[※事務処理欄]予備			
43	5	[※事務処理欄]予備			
44	5	[※事務処理欄][意見聴取連絡事績]年月日			
45	5	[※事務処理欄][意見聴取連絡事績]税理士名			
46	5	[※事務処理欄][事前通知等事績]通知年月日			
47	5	[※事務処理欄][事前通知等事績]予定年月日			

様式名				
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(2/4)				
No	階層	4	5	6 7
1	4	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(2/4)		
13	5	※整理番号		
14	5	[3計算し、整理した主な事項]区分 (1)		
15	5	[3計算し、整理した主な事項]事項 (1)		
16	5	[3計算し、整理した主な事項]備考 (1)		
17	5	[3計算し、整理した主な事項](1)のうち顕著な増減事項 (2)		
18	5	[3計算し、整理した主な事項]増減理由 (2)		
19	5	[3計算し、整理した主な事項](1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 (3)		
20	5	[3計算し、整理した主な事項]変更等の理由 (3)		

様式名				
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(3/4)				
No	階層	4	5	6 7
1	4	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(3/4)		
13	5	※整理番号		
14	5	[4相談に応じた事項]事項		
15	5	[4相談に応じた事項]相談の要旨		
16	5	5その他		

様式名				
税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(4/4)				
No	階層	4	5	6 7
1	4	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(4/4)		
13	5	※整理番号		
14	5	[追加記載する事項]		
15	6	[追加記載する事項]A 項目名		
16	6	[追加記載する事項]B 項目名		
17	6	[追加記載する事項]B 記載する事項		
18	6	[追加記載する事項]C 項目名		
19	6	[追加記載する事項]C 記載する事項		
20	6	[追加記載する事項]D 項目名		
21	6	[追加記載する事項]D 記載する事項		

様式名

税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(1/4)

No	階層	4	5	6	7
1	4	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(1/4)			
13	5	税			
14	5	申告書			
15	5	年分			
16	5	[事業年度分]自			
17	5	[事業年度分]至			
18	5	その他			
19	5	※整理番号			
20	5	提出年月日			
21	5	あて先			
22	5	[税理士又は税理士法人]氏名又は名称			
23	5	[税理士又は税理士法人]事務所の所在地			
24	5	[税理士又は税理士法人][事務所の所在地]電話			
25	5	[書面作成に係る税理士]氏名			
26	5	[書面作成に係る税理士]事務所の所在地			
27	5	[書面作成に係る税理士][事務所の所在地]電話			
28	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]税理士会			
29	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]支部			
30	5	[書面作成に係る税理士][所属税理士会等]登録番号			
31	5	[税務代理権限証書の提出]有無			
32	5	[税務代理権限証書の提出]括弧			
33	5	[依頼者]氏名又は名称			
34	5	[依頼者]住所又は事務所の所在地			
35	5	[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話			
36	5	[1相談を受けた事項]事項			
37	5	[1相談を受けた事項]相談の要旨			
38	5	[2審査に当たって提示を受けた帳簿書類]帳簿書類の名称			
39	5	[2審査に当たって提示を受けた帳簿書類]確認した内容			
40	5	[※事務処理欄]部門			
41	5	[※事務処理欄]業種			
42	5	[※事務処理欄]予備			
43	5	[※事務処理欄]予備			
44	5	[※事務処理欄][意見聴取連絡事績]年月日			
45	5	[※事務処理欄][意見聴取連絡事績]税理士名			
46	5	[※事務処理欄][事前通知等事績]通知年月日			
47	5	[※事務処理欄][事前通知等事績]予定年月日			

様式名						
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(2/4)						
No	階層	4	5	6	7	
1	4	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(2/4)				
13	5	※整理番号				
14	5	[3審査した主な事項]区分 (1)				
15	5	[3審査した主な事項]事項 (1)				
16	5	[3審査した主な事項]備考 (1)				
17	5	[3審査した主な事項](1)のうち顕著な増減事項 (2)				
18	5	[3審査した主な事項]増減理由 (2)				
19	5	[3審査した主な事項](1)のうち会計処理方法に変更等があった事項 (3)				
20	5	[3審査した主な事項]変更等の理由 (3)				

様式名						
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(3/4)						
No	階層	4	5	6	7	
1	4	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(3/4)				
13	5	※整理番号				
14	5	4審査結果				
15	5	5その他				

様式名						
税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(4/4)						
No	階層	4	5	6	7	
1	4	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(4/4)				
13	5	※整理番号				
14	5	[追加記載する事項]				
15	6	[追加記載する事項]A 項目名				
16	6	[追加記載する事項]B 項目名				
17	6	[追加記載する事項]B 記載する事項				
18	6	[追加記載する事項]C 項目名				
19	6	[追加記載する事項]C 記載する事項				
20	6	[追加記載する事項]D 項目名				
21	6	[追加記載する事項]D 記載する事項				

様式名

税務代理権限証書

No	階層	4	5	6	7
1	4	税務代理権限証書			
13	5	※整理番号			
14	5	提出年月日			
15	5	あて先			
16	5	[税理士又は税理士法人]氏名又は名称			
17	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の名称			
18	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]事務所の所在地			
19	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地]電話			
20	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]連絡先			
21	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][連絡先]電話			
22	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]税理士会名			
23	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]支部名			
24	5	[税理士又は税理士法人][事務所の名称及び所在地][所属税理士会等]登録番号等			
25	5	税理士または税理士法人			
26	5	過年分に関する税務代理			
27	5	調査の通知に関する同意			
28	5	日付			
29	5	[依頼者]氏名又は名称			
30	5	[依頼者][住所又は事務所の所在地]住所又は事務所の所在地			
31	5	[依頼者][住所又は事務所の所在地]電話			
32	5	1税務代理の対象に関する事項			
33	6	[1税務代理の対象に関する事項]税目			
34	6	[1税務代理の対象に関する事項][年分等]年度			
35	6	[1税務代理の対象に関する事項][年分等]自			
36	6	[1税務代理の対象に関する事項][年分等]至			
37	5	2その他の事項			
38	5	[※事務処理欄]部門			
39	5	[※事務処理欄]業種			
40	5	[※事務処理欄]予備			
41	5	[※事務処理欄]他部門等回付			
42	5	[※事務処理欄]括弧			

様式名

連帯納税義務者一覧／代理人

No	階層	4	5	6	7
1	4	連帯納税義務者一覧／代理人			
13	5	[代表納税義務者][住所又は所在地]郵便番号			
14	5	[代表納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地			
15	5	[代表納税義務者][住所又は所在地]電話			
16	5	[代表納税義務者][住所又は所在地]利用者ID			
17	5	[代表納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称			
18	5	[代表納税義務者][氏名又は名称]代表者名			
19	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号			
20	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地			
21	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話			
22	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID			
23	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称			
24	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名			
25	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号2			
26	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地2			
27	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話2			
28	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID2			
29	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称2			
30	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名2			
31	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号3			
32	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地3			
33	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話3			
34	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID3			
35	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称3			
36	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名3			
37	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号4			
38	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地4			
39	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話4			
40	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID4			
41	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称4			
42	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名4			
43	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号5			
44	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地5			
45	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話5			
46	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID5			
47	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称5			
48	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名5			
49	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号6			
50	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]住所又は所在地6			
51	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]電話6			
52	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]利用者ID6			
53	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]氏名又は名称6			
54	5	[連帯納税義務者][氏名又は名称]代表者名6			
55	5	[連帯納税義務者][住所又は所在地]郵便番号7			

56	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]住所又は所在地7
57	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]電話7
58	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]利用者ID7
59	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]氏名又は名称7
60	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]代表者名7
61	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]郵便番号8
62	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]住所又は所在地8
63	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]電話8
64	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]利用者ID8
65	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]氏名又は名称8
66	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]代表者名8
67	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]郵便番号9
68	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]住所又は所在地9
69	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]電話9
70	5	[連帯納稅義務者][住所又は所在地]利用者ID9
71	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]氏名又は名称9
72	5	[連帯納稅義務者][氏名又は名称]代表者名9
73	5	[代理人名]利用者ID
74	5	[代理人名]整理番号
75	5	[代理人名]利用者氏名又は名称

様式名

固有共通様式

No	階層	4	5	6	7
1	4	固有共通様式			
13	5	明細1			
14	6	様式名			
15	6	項目名			
16	6	数值			
17	5	明細2			
18	6	様式名			
19	6	項目名			
20	6	内容			

様式名

利用届出情報

No	階層	4	5	6	7
1	4	利用届出情報			
2	5	様式バージョン			
3	5	ページ番号			
4	5	生成ソフト名			
5	5	生成ソフトバージョン			
6	5	生成日			
7	5	生成者名			
8	5	更新ソフト名			
9	5	更新ソフトバージョン			
10	5	更新日			
11	5	更新者名			
12	5	他有			
13	5	利用届出受付日時			
14	5	利用届出受付番号			
15	5	法人個人区分			
16	5	利用者情報			
17	6	法人格			
18	6	法人格名			
19	6	前後区分			
20	6	氏名／法人名称(フリガナ)			
21	6	氏名／法人名称			
22	6	本支店区分			
23	6	事業所名(フリガナ)			
24	6	事業所名			
25	6	郵便番号			
26	6	住所コード			
27	6	住所／所在地			
28	6	ビル・マンション名など			
29	6	自宅電話番号／電話番号(1)			
30	6	事業所電話番号(連絡先)／電話番号(2)			
31	6	FAX番号			
32	6	連絡先(e-Mail)			
33	5	代表者情報			
34	6	代表者資格			
35	6	代表者資格名			
36	6	氏名(フリガナ)			
37	6	氏名			
38	6	郵便番号			
39	6	住所コード			
40	6	住所			
41	6	ビル・マンション名など			
42	6	電話番号			
43	6	FAX番号			
44	5	関与税理士情報			
45	6	氏名(フリガナ)			
46	6	氏名			
47	6	電話番号			
48	5	新規設立法人フラグ			
49	5	届出事由			
50	5	照会番号			
51	5	通知書送付先情報			
52	6	郵便番号			
53	6	住所コード			
54	6	住所			
55	6	ビル・マンション名など			

56	6	所属・役職など
57	6	氏名
58	5	代理人属性
59	5	電子証明書情報
60	6	認証局区分
61	6	氏名
62	6	住所
63	6	発行元認証局
64	6	シリアルNo.
65	6	発行元認証局 英字
66	6	有効期限(自)
67	6	有効期限(至)
68	6	代理人資格
69	6	税理士登録番号
70	6	代表者名
71	6	代表者資格
72	6	生年月日
73	6	性別
74	5	申告先税目情報
75	6	地方公共団体コード
76	6	申告先税目情報
77	7	税目届出受付日時
78	7	税目届出受付番号
79	7	税目区分
80	7	区・税事務所コード
81	7	事業所名
82	7	事業所(課税所在地)の住所コード
83	7	事業所(課税所在地)の所在地
84	7	入力区分
85	7	県市区分
86	7	申告先税目有効区分

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
③国税連携ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税申告等を税務署に行った者のうち固定資産税(償却資産)の納税義務者 ⇒国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている者 で、東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その必要性	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者(固定資産税(償却資産)の納税義務者)を正確に特定するために保有する。 ・4情報及び連絡先:①償却資産課税台帳の台帳記載事項として登録するため、②納税通知書等を送達するため、③本人への連絡等のために保有する。 ・国税関係情報:租税の賦課を行うために保有する。 ・地方税関係情報:租税の賦課を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成31年1月予定
⑥事務担当部署	主税局資産税部固定資産評価課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁・税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税申告書等情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じてデータで定期的に受信している。 ・2～5月は休日を除くほぼ毎日受信。 ・6～1月は月1回受信。 								
④入手に係る妥当性	地方税法第408条、第353条、及び第354条の2の規定に基づき、各種調査資料及び国税関係書類の写しを入手している。								
⑤本人への明示	地方税法第354条の2の規定に基づき、国税関係書類の入手を行っている。								
⑥使用目的 ※	適正かつ公平な賦課を目的とし、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	主税局資産税部、各都税事務所償却資産担当(24箇所)							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁から提供される所得税申告書等の電子データを国税連携システムで受信する。 ・受信した所得税申告書等の電子データを国税連携システムで閲覧や印刷をする。 ・受信した所得税申告書等の電子データを基に調査を行う ・調査の結果を踏まえてシステム登録を行う。 								
情報の突合 ※	あて名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と入手した所得税申告書等データにある情報を突合(検索)し、システム上に存在するあて名であるかどうかを確認する。								
情報の統計分析 ※	個人を特定することなく、統計分析を行う。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定								
⑨使用開始日	平成31年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1	国税連携システム維持管理及び運用業務委託
①委託内容	国税連携システムの仕様変更、稼働監視、バッチ処理、障害対応等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	所得税申告等を税務署に行った個人のうち固定資産税(償却資産)の納税義務者 ⇒国税当局に提出される所得税申告書等の税務関係書類に個人番号を記載することとされている個人で、東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その妥当性	国税連携システムの安定的な稼働のため、システムの仕様調整や障害発生時の対応などを行う上で特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名	株式会社 日立製作所
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託元は、委託先に対してあらかじめ再委託を行う旨を書面により提出させ、委託元が承諾を与えている。
⑨再委託事項	国税連携システムの仕様変更、稼働監視、バッチ処理、障害対応等の一部
委託事項2～5	
委託事項2	税務総合支援システム等センタ運用委託
①委託内容	TACSS(情報連携サーバを含む。)等の稼働に必要なセンタ機能の提供について委託
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	固定資産税の納税義務者 ⇒東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)
その妥当性	国税連携システムの安定的な稼働のため、特定個人情報ファイルを格納しているサーバやシステムの異常終了時の対応などを行う上で特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目(国税連携システム)

- ・③国税連携ファイルで取り扱う所得税申告書等の帳票名及び記録項目数等を記載する。
- ・各帳票等の記録項目については、別添「国税連携ファイル記録項目一覧」を参照。
- ・この他に、個人番号を記録する予定である。

様式ID等	帳票名等	記録項目数
1 KOA010	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A(第一表・第二表)	199
2 KOA020	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書B(第一表・第二表) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(分離課税用)(第三表) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(損失申告用)(第四表(一)・(二)) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の_申告書(損失申告用)付表(東日本大震災の被災者の方用) 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書(別表)(第五表)	1,092
3 KOA050	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)	60
4 KOA055	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)	72
5 KOA060	平成 年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(所得税法第172条第1項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書)	38
6 KOA070	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除用)	66
7 KOA080	損益の通算の計算書	84
8 KOA090	平成 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	53
9 KOA110	平成 年分収支内訳書(一般用)	174
10 KOA120	平成 年分収支内訳書(農業所得用)	255
11 KOA130	平成 年分収支内訳書(不動産所得用)	201
12 KOA140	平成 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》	157
13 KOA210	平成 年分青色申告決算書(一般用)	358
14 KOA220	平成 年分青色申告決算書(不動産所得用)	255
15 KOA230	平成 年分青色申告決算書(現金主義用)	165
16 KOA240	平成 年分青色申告決算書(農業所得用)	439
17 KOA250	平成 年分所得税青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》	181
18 KOB010	変動所得・臨時所得の平均課税の計算書	47
19 KOB020	中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書	24
20 KOB030	分離課税の短期譲渡所得の税額計算書	37
21 KOB040	肉用牛の売却による所得の税額計算書	31
22 KOB050	財産及び債務の明細書	27
23 KOB060	所得の内訳書	18
24 KOB070	給与所得者の特定支出に関する明細書	104
25 KOB080	平成 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)	444
26 KOB100	特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書	29
27 KOB110	資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書	69
28 KOB120	個別評価による貸倒引当金に関する明細書	25
29 KOB130	平成 年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	350
30 KOB131	平成 年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(重複適用分)	355
31 KOB140	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書	19
32 KOB150	試験研究費の総額 特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書	42
33 KOB160	情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	54
34 KOB170	情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	66
35 KOB180	平成 年分 住宅借入金等特別控除額の計算明細書	238

36	KOB190	住宅取得等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(平成10年以前に居住の用に供した方用)	36
37	KOB200	政党等寄附金特別控除額の計算明細書	25
38	KOB210	国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書	21
39	KOB220	返品調整引当金に関する明細書	20
40	KOB230	退職給与引当金に関する明細書	41
41	KOB240	外国税額控除に関する明細書	206
42	KOB250	製品保証等引当金に関する明細書	19
43	KOB260	試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	31
44	KOB270	[]の割増償却に関する明細書	30
45	KOB280	中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	58
46	KOB281	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(付表)	66
47	KOB290	中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
48	KOB300	特別修繕準備金に関する明細書	78
49	KOB320	技術等海外取引の所得の特別控除に関する明細書	12
50	KOB330	探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	48
51	KOB360	[]の特別償却に関する明細書	34
52	KOB370	プログラム等準備金に関する明細書	61
53	KOB380	事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書	54
54	KOB381	事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	65
55	KOB390	事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
56	KOB400	事業化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	45
57	KOB401	事業化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	65
58	KOB410	事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
59	KOB420	製品輸入額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	39
60	KOB430	エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	45
61	KOB440	特定災害防止準備金に関する明細書	34
62	KOB450	優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を証する明細書	27
63	KOB460	中心市街地優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	71
64	KOB470	被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件等に該当する事実を証する明細書	29
65	KOB480	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	57
66	KOB490	被災代替資産等の特別償却に関する明細書	37
67	KOB540	居住形態等に関する確認書	63
68	KOB550	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書	89
69	KOB560	平成 年分医療費の明細書	35
70	KOB600	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	125
71	KOB610	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	134
72	KOB620	沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	137
73	KOB630	沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書	109
74	KOB640	情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	132
75	KOB650	金属鉱業等鉱害防止準備金に関する明細書	16
76	KOB660	改良優良賃貸住宅の特別償却に関する明細書	55
77	KOB680	日本国際博覧会出展準備金に関する明細書	17
78	KOB690	平成 年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書	100

79	KOB700	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用)	10
80	KOB710	情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	41
81	KOB711	情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	66
82	KOB720	情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書	136
83	KOB730	教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	17
84	KOB740	中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書	18
85	KOB750	中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書	41
86	KOB760	試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	66
87	KOB770	農業経営基盤強化準備金の必要経費算入及び認定計画に定めるところに従い取得した農用地等に係る必要経費算入に関する明細書	51
88	KOB780	リース譲渡に係る収入金額及び費用の額の総収入金額及び必要経費算入に関する明細書	50
89	KOB790	特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書	43
90	KOB800	試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	24
91	KOB810	試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書	21
92	KOB820	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)	36
93	KOB825	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後居住用)	36
94	KOB830	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年3月31日以前居住用)	40
95	KOB835	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後居住用)	35
96	KOB840	保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書	65
97	KOB850	所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書	120
98	KOB860	繰越税額控除限度超過額等に関する明細書	97
99	KOB870	高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	25
100	KOB880	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	45
101	KOB890	相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書(所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合)(本表・別表1)	67
102	KOB900	相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書(本表・別表1)	51
103	KOB910	特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書	27
104	KOB920	認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	25
105	KOB930	公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	24
106	KOB940	被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書	27
107	KOB950	被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書	63
108	KOB960	被災代替資産等の特別償却に関する明細書	41
109	KOB970	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)	10
110	KOB980	雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	29
111	KOB981	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却に関する明細書	51
112	KOB982	被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書	15
113	KOB983	復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	17
114	KOB984	復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	68

115	KOB985	特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	43
116	KOB986	岩石採取場及び露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金に関する明細書	22
117	KOB988	債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書	33
118	KOB989	債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入に関する明細書	17
119	KOB990	国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	26
120	KOB991	生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	26
121	KOB992	雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	49
122	KOC010	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	37
123	KOC020	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表)【総合譲渡用】	174
124	KOC030	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成16年1月1日以後相続開始用)	64
125	KOC035	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成15年12月31日以前相続開始用)	64
126	KOC036	相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成26年1月1日以後相続開始用)	63
127	KOC040	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)	64
128	KOC050	譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】	264
129	KOC060	造成宅地の譲受け承認申請書	27
130	KOC070	居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	86
131	KOC080	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	95
132	KOC090	株式の異動明細書	28
133	KOC100	特定(新規)中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	36
134	KOC110	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)	164
135	KOC130	居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5用】	26
136	KOC140	買換(代替)資産の明細書	35
137	KOC150	特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	61
138	KOC160	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(平成 年分)【租税特別措置法第41条の5の2用】	19
139	KOC170	平成 年分 特定上場株式等非課税適用選択申告書	42
140	KOD010	山林所得収支内訳書(計算明細書)	84
141	KOD020	山林所得収支内訳書(計算明細書) (課税事業者用)	97
142	KOE010	平成 年分 給与所得の源泉徴収票の記載事項	24
143	KOE020	平成 年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載事項	27
144	KOE030	平成 年分 公的年金等の源泉徴収票の記載事項	22
145	KOE040	平成 年分 社会保険料等に係る控除証明書等の記載事項	66
146	KOE050	平成 年分 医療費に係る領収書等の記載事項	22
147	KOE060	平成 年分 雑損控除に係る領収書等の記載事項	16
148	KOE070	平成 年分 寄附金の受領証等の記載事項	43
149	KOE080	平成 年分 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の記載事項	21
150	KOE090	平成 年分 特定口座年間取引報告書の記載事項	62
151	KOE100	平成 年分 配当所得に係る支払通知書の記載事項	22
152	SOZ040	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面	52
153	SOZ041	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)	88
154	SOZ050	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面	54
155	SOZ051	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面(平成20年9月1日以降提出分)	90
156	SOZ070	税務代理権限証書	29
157	SOZ071	税務代理権限証書(平成26年7月1日以降提出分)	48
158	TEA060	平成 年分の申告書等送信票(兼送付書)	121
159	TEG100	平成 年分 給与所得の源泉徴収票	79
160	TEG101	平成 年分 給与所得の源泉徴収票(平成19年以降用)	79

161	TEG102	平成_年分	給与所得の源泉徴収票(平成23年以降用)	80
162	TEG103	平成_年分	給与所得の源泉徴収票(平成24年以降用)	84
163	TEG200	平成_年分	特定口座年間取引報告書	50
164	TEG201	平成_年分	特定口座年間取引報告書(平成19年以降用)	50
165	TEG202	平成_年分	特定口座年間取引報告書(平成22年以降用)	95
166	TEG300	平成_年分	退職所得の源泉徴収票・特別徴収票(平成19年以降用)	46
167	TEG400	平成_年分	公的年金等の源泉徴収票(平成19年以降用)	51
168	TEG401	平成_年分	公的年金等の源泉徴収票(平成23年以降用)	52
169	TEG402	平成_年分	公的年金等の源泉徴収票(平成25年以降用)	54
170	TEG500	平成_年分	オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書(平成21年以降用)	36
171	TEG600	平成_年分	配当等とみなす金額に関する支払通知書(平成21年以降用)	37
172	その他		国税連携データ詳細画面	49

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

①固定資産税(償却資産)課税事務ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)】</p> <ul style="list-style-type: none">・申告義務のある者については、地方税法第383条(固定資産の申告)及び第343条第3項(固定資産税の納税義務者等)に規定されている。・「申告の手引き」(冊子、電子版ともに用意されている。電子版は、主税局ホームページに掲載されている。)において、申告義務のある者について解説し、対象者以外の情報入手を未然に防いでいる。 <p>【非課税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none">・申告義務のある者については、東京都都税条例等に規定されている。・「申告の手引き」(冊子、電子版ともに用意されている。電子版は、主税局ホームページに掲載されている。)において、申告義務のある者について解説し、対象者以外の情報入手を未然に防いでいる。 <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳法に基づき入手している。・入手にあたっては、責任者の承認手続きを経たうえで入手している。・交付された住民票の写しについては、納税者住所調査票と突合し、受領管理を行っている。 <p>【本人確認情報】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳法に基づき入手している。・入手にあたっては、責任者の承認手続きを経た上で入手している。・端末使用者及び調査対象者について、使用簿による管理を行っている。 <p>【各種調査資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・調査依頼文書及び資料提供依頼について、納税義務者本人に直接送付することにより、対象者以外の情報の入手を防止している。 <p>【国税関係書類の写し】</p> <ul style="list-style-type: none">・国税関係書類の閲覧及び写しの交付について、指定された様式を用いて閲覧対象者を事前に指定し行っている。閲覧する国税関係書類の準備は、税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し(書損を含む)を税務署職員に提示し、閲覧対象者以外の情報を入手していないか税務署職員から確認を受けている。 <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】</p> <ul style="list-style-type: none">・各種証明又は課税台帳の写しに係る申請は、申請を行おうとしている者からしか情報を入手しないため、対象者以外の情報を入手することができない。
---------------------------------	---

<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)】 ・申告すべき事項は、地方税法第383条(固定資産の申告)に規定されている。申告書の様式は地方税法施行規則に規定されており、必要でない情報等を記載することはできない。 ・「申告の手引き」(冊子、電子版ともに用意されている。電子版は、主税局ホームページに掲載されている。)に申告すべき事項や申告書記載例を設ける等、必要な情報以外の入手を防止している。</p> <p>【非課税申告書等】 ・申告すべき事項は、東京都都税条例等に規定されている。非課税申告書等の様式は、東京都都税条例施行規則によって規定されており、必要でない情報等を記載することはできない。</p> <p>【住民票の写し】 ・住民票に記載される事項は、住民基本台帳法に規定されており、当該規定事項以外の情報を入手することはできない。</p> <p>【本人確認情報】 ・住民基本台帳法に規定されている本人確認情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムが制御している。</p> <p>【各種調査資料】 ・各種調査依頼の際は、調査にあたり必要となる書類を明記した文書を直接納税義務者本人に送付し、必要な情報以外の入手を防止している。</p> <p>【国税関係書類の写し】 ・国税関係書類の閲覧及び写しの交付について、指定された様式を用いて複写の内容等を事前に通知し、行っている。閲覧する国税関係書類の準備は、税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し(書損を含む)を税務署職員に提示し、不必要な情報を入手していないか税務署職員から確認を受けている。</p> <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】 ・各種証明・課税台帳閲覧申請を行う様式は、通達様式に規定されており、必要でない情報等を記載することはできない。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【申告書(窓口・郵送)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者に提出を求める申告書は、地方税法施行規則に規定されており、当該申告書に記載する情報が償却資産課税事務に使用されることを認識したうえで申告書を提出する。 <p>【非課税申告書等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者に提出を求める非課税申告書等の様式は、東京都都税条例施行規則によって規定されており、税額の軽減措置の認定を受けることを目的として非課税申告書等を提出する。 <p>【住民票の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法の規定に基づき入手している。 ・区市町村への申請に用いる様式は、文書等の取扱いに関する規定において定めたものを用いる。また、宛先を記入した返信用封筒を同封し、正しい送り先へ返信してもらうようにしている。 ・交付された住民票の写しについては、納税者住所調査票と突合し、受領管理を行っている。 <p>【本人確認情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳法及び条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。 <p>【各種調査資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出張の際は、保有個人情報に関する規定の遵守に加え、ペア制(2人以上が組になって各種調査を行うこと。)の堅持に努めており、不適切な方法での入手が行われないよう、相互に確認を行っている。 <p>【国税関係書類の写し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税関係書類の閲覧及び写しの交付については、地方税法第354条の2の規定及び国税関係書類の写しの閲覧及び交付申請手続についての規定に従って行っている。 ・国税関係書類の閲覧は、責任者の承認手続きを経て、指定された様式を用いて行っている。 ・国税関係書類閲覧の際は、保有個人情報に関する規定の遵守に加え、閲覧する国税関係書類の準備は税務署職員が行い、閲覧業務終了時には、閲覧した国税関係書類原本及び作成したすべての写し(書損を含む)を税務署職員に提示し、不適切な方法での入手が行われないよう相互に確認している。 <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者は、各種証明・課税台帳閲覧の写しの交付を受けることを目的として、各種証明・課税台帳閲覧の請求を行う。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以降、番号法と表記する。)の規定に基づき、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類で確認する方法により、本人確認の措置をとる。</p> <p>【非課税申告書等】 ・非課税申告等を行う様式は東京都都税条例規則様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく本人確認の措置をとる必要はない。</p> <p>【住民票の写し】 ・交付を受ける住民票の写しには、個人番号が記載されないため、番号法の規定に基づく本人確認の措置をとる必要はない。</p> <p>【本人確認情報】 ・各市区町村において番号法の規定に基づく本人確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。</p> <p>【各種調査資料】 ・各種調査資料には個人番号が記載されないため、番号法の規定に基づく本人確認の措置をとる必要はない。</p> <p>【国税関係書類の写し】 ・税務署において番号法の規定に基づく本人確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。</p> <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】 ・各種証明・課税台帳閲覧申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法に基づく本人確認の措置を行う必要はない。</p>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)】 ・番号法の規定に基づき、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証若しくは旅券等の書類で確認する方法により、個人番号の真正性確認の措置をとる。</p> <p>【非課税申告書等】 ・非課税申告等を行う様式は東京都都税条例規則様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認を行う必要はない。</p> <p>【住民票の写し】 ・交付を受ける住民票の写しには、個人番号が記載されないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置をとる必要はない。</p> <p>【本人確認情報】 ・各市区町村において番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。</p> <p>【各種調査資料】 ・各種調査資料には個人番号が記載されないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置をとる必要はない。</p> <p>【国税関係書類の写し】 ・税務署において番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置が既にとられているため、改めて当該措置を行う必要はない。</p> <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】 ・各種証明・課税台帳閲覧申請を行う様式は通達様式に規定されているが、当該様式に個人番号を記載する欄は設けられないため、番号法の規定に基づく個人番号の真正性確認の措置を行う必要はない。</p>

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)】 ・入力内容が掲載された一覧表と申告書等の原本を突合せることにより、正確性の確保に努めている。</p> <p>【非課税申告書等、各種調査資料、各種証明・課税台帳閲覧申請】 ・提出された非課税申告書等の原本を、そのまま保管している。</p> <p>【住民票の写し】 ・正確性の確保については、入手元である区市町村に委ねられる。</p> <p>【本人確認情報】 ・正確性の確保については、入手元である区市町村に委ねられる。</p> <p>【国税関係書類の写し】 ・正確性の確保については、入手元である税務署に委ねられる。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【申告書(窓口・郵送)、非課税申告書等】 ・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所宛てに送付するよう説明している。 ・保有個人情報等に関する規定を遵守し、保有個人情報の漏えい・紛失の発生を未然に防いでいる。</p> <p>【住民票の写し】 ・区市町村に請求する際、宛先を記入した返信用封筒を同封し、誤送付を未然に防いでいる。</p> <p>【本人確認情報】 ・都税事務所内に設置される住民基本台帳ネットワークシステム端末を用いて特定個人情報を入手する。当該システムは、本人確認情報の送信にあたり、外部に漏れることのないよう、適切な対策を行っている。このため、特定個人情報が外部から詐取又は奪取されることはない。 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定するとともに、端末使用者及び調査対象者については、使用簿による管理を行っている。</p> <p>【各種調査資料】 ・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所宛てに送付するよう説明している。 ・保有個人情報等に関する規定を遵守し、保有個人情報の漏えい・紛失の発生を未然に防いでいる。</p> <p>【国税関係書類の写し】 ・保有個人情報等に関する規定を遵守し、保有個人情報の漏えい・紛失の発生を未然に防いでいる。</p> <p>【各種証明・課税台帳閲覧申請】 ・窓口の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は都税事務所等の住所を明記して、当該住所宛てに送付するよう説明している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>-</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【東京都総務局所管】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号に係る共通基盤(団体内統合利用番号連携サーバー)は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないアクセス制御を行っている。 <p>【税務総合支援システム(サーバ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムから総務局所管の団体内統合利用番号連携サーバへの接続については、都税の賦課徴収事務のうち、特定個人情報の提供・照会事務に従事する者に限定して権限を付与することにより、正当な権限のない者の利用を防止する。また、総務局所管の宛名システムへの接続を管理する情報連携サブシステムにおいて、権限設定どおりに接続等が実施できるかどうかを開発時のテストにて確認する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務総合支援システムでは、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> 税務総合支援システムを使用する職員に対して、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 パスワードは3か月に1度の頻度で変更を行わないとシステムが使用できないようにしている。 ログイン情報は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、どのタイミングで誰がログインしたのかが把握できるようにしている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事担当部署が職員の異動情報を把握次第、または公表次第、異動情報を記載したメールにてシステム管理部署へ連絡している。これに基づき、システム管理部署が職員個人ごとの異動発令に合わせて必要な権限を付与・削除している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。 設定に際しては、サブシステム所管部署より権限設定申請を受領し、システム管理部署での承認を経て申請内容をシステムへ反映している。 設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。 権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムの全操作履歴を記録している。データベースに関しては、誰がどの情報をアクセス、抽出したかが記録されている。なお、記録は1年以上保存している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システム管理部署は、不正な操作の疑いがある場合には、参照情報と業務内容の関係性を確認している。 不正アクセスを未然に防ぐため、毎年実施する研修で上記作業を行うことについて職員に周知している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。 ・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しは禁止している。 ・これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、税務総合支援システム端末での外部記憶媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システム内の特定個人情報ファイルは、税務総合支援システム端末以外から閲覧することができない。 ・税務総合支援システム端末での外部記憶媒体の使用を制限し、情報資産の持ち出しができないようにしている。ただし、規定等に基づき、情報資産を外部へ持ち出す必要がある場合については、当該規定及びサブシステム所管部署の申請に基づき、情報資産の持ち出しを可能としている。この際には、例外的に外部記録媒体の使用が許可されている端末により、システム管理部署がデータの移行を実施している。 ・ハードコピー等の紙資料については、取扱いに細心の注意を払うよう、研修や自己点検表等により注意喚起している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・入力した情報について、職員間でのダブルチェック等を行い、正確性を確保している。 ・委託業者が入力した内容についても、職員が再度チェックをして正確性を確保している。 ・特定個人情報ファイルについては、インターネットと接続している端末に転記・保存することのないよう規定し、徹底している。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	【委託事項1・委託事項2・委託事項3】 契約時に委託先と取り交わす契約で、 <ul style="list-style-type: none"> ・責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所を書面にして提出 ・業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出 ・再委託の承諾申請の提出 ・作業担当者の名簿の提出 等を委託先に求めている。 また、委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。 加えて、委託元が委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認する。
	【委託事項4】 契約時に委託先と取り交わす契約で、 <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の規定を遵守する旨を記載した誓約書の提出 ・業務処理体制の報告 ・業務従事者への遵守事項の周知 ・作業担当者の名簿の提出 等を委託先に求めている。 また、委託先がプライバシーマーク等を保有していることを確認している。 加えて、委託元が委託先に対して実地調査を行い、適切な管理体制をとっていることを確認する。

<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>【委託事項1・委託事項4】 ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。</p> <p>【委託事項2】 ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。</p> <p>【委託事項3】 ・委託先の全体関連図・体制図の作成、秘密の保持、目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外への持ち出し禁止、情報の保管及び管理等を委託契約で規定している。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・特定個人情報ファイルの施錠された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。 ・システムの全操作履歴を記録している。データベースに関しては、誰がどの情報をアクセス、抽出したかが記録されている。なお、記録は1年以上保存している。</p>
<p>特定個人情報の提供ルール</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について委託契約で規定している。</p>
<p>委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法</p>	<p>【委託事項1・委託事項2】 ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について委託契約で規定している。 ・取扱区域(データセンタ等)への立ち入りはICカード所持者に限定しており、入室に際しては、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p> <p>【委託事項3】 ・目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、委託元による実地調査及び指導、データ受領について委託元及び維持管理業者と協議のうえ決定すること等を委託契約で規定している。</p> <p>【委託事項4】 ・申告書を委託先へ搬入する際は、受払票を用いて委託元・委託先相互に搬入部数の確認を行っている。 ・申告書を委託元へ返却するまでの期間は、ロッカー等で施錠保管しており、委託先の退出後、都税事務所職員が施錠確認を行っている。</p>

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p>【委託事項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約履行完了後に外部記憶媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定している。 ・ 消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等については報告書類にて確認している。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理するサーバ内の特定個人情報は、委託事項1の委託先が消去することとしている。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票納品後10日以内にデータの削除を実施している。 ・ 削除したデータや削除した日付等については報告書類にて確認している。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入力に使用した帳票及び出力した帳票類は委託元に返却すること、複写ミス等によりコピー用紙等の廃棄を行う必要が生じた場合も委託元に引継ぐことを、委託契約で規定している。 ・ 受払票にて、委託前後で帳票の部数が一致することを確認している。 ・ 委託先は業務の過程で特定個人情報ファイルを保有しないため、電子データを消去する必要はない。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>【委託事項1・委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約で下記事項を規定している。 (1) プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。 (2) 外部記憶媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックすること。 (3) セキュリティ監査を実施する際は協力すること。 (4) 委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。 <p>【委託事項3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約で下記事項を規定している。 (1) 目的外使用の禁止、情報の保管及び管理、再委託の取扱い、実地調査及び指導すること。 (2) 委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。 (3) 委託業務で特定個人情報を取り扱う際、ネットワークや端末等の機器、機器が設置してある部屋等について、どのようなセキュリティ対策を講じるかを報告すること。 <p>【委託事項4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書の内容を遵守する旨記載した誓約書の提出、東京都特定個人情報の保護に関する条例の規定の遵守を委託契約で規定している。 ・ 委託先が委託元へ提出する誓約書において、当該条例の遵守について明記している。 ・ 委託先は、委託元による監査、点検及び検査に協力することとなり、必要に応じて業務改善を指示することができる。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>【委託事項1・委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・ 委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・ 委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。 <p>【委託事項3、委託事項4】</p> <p>再委託について禁止している。</p>	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託に関する契約書や仕様書及び受託者から受領する誓約書等の書類については、文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき保管している。 ・ 委託先に対し、作業場所へ業務に関係がない物の持込みを禁止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【紙媒体】 ・文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。</p> <p>【税務総合支援システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限定しており、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【税務総合支援システム】 ・税務総合支援システム端末での外部記録媒体の使用を制限し、予期しないデータの取り込み及び持ち出しができないようにしている。さらに、データはソフトにより暗号化されているため、税務総合支援システム端末以外からデータを閲覧することはできない。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。さらに、税務総合支援システムはクローズドネットワークにより運用されており、外部ネットワークから接続できないようになっている。なお、税務総合支援システムと外部システム間のデータ連携は、データセンタ内で専用の外部記憶媒体を使用している。 ・外部記憶媒体を介して税務総合支援システムへデータを取り込んでいるOSS、電子申告、国税連携システムに係るネットワークについては、ファイアウォールを適用するとともに、接続状況を監視することにより、不正接続への対策を行っている。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
		<p>① 平成28年4月21日、事務担当者が「海の森友の会通信」をメールで送信する際、全員のメールアドレス443件をbcc欄ではなく、誤って宛先欄に入力し、送信してしまった。</p> <p>② 平成28年9月16日、都が委託している私立高等学校等就学支援金の審査に係る事務において、再委託先が、審査に係る生徒保護者への書類を、誤った住所に送付した。送付書類は、書類に不備がある生徒保護者に対し、不足書類の提出期限等を連絡するものであり、生徒の氏名及び就学支援金認定番号が含まれていた。</p> <p>③ 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が流出した。</p>

その内容	<p>④ 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限（36万4,181件）メールアドレス（36万2,049件）の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>⑤ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>⑥ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑦ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者（代行者・同行者）の氏名が記載されていた。</p> <p>⑧ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者（131社）に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者（131社）の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。</p>
再発防止策の内容	<p>① 事故発生の翌日（4月22日）緊急に港湾局情報セキュリティ委員会を開催し、各委員に対し事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について、部署内職員に対し周知徹底するよう指示した。また、当局監理団体及び報告団体に対して、総務課長より電話で、事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について指示した。 今後も、情報セキュリティ委員会などあらゆる機会をとらえて、都民の方等へメールによる連絡等を行う場合は、複数の担当者により送信先について確認するよう、定期的な注意喚起を徹底する。</p> <p>② 個人情報等の適正管理について事例等を通じて知識を習得し、適正な職務の執行を図るため、職員及び委託先職員を対象に個人情報保護研修を行った。生活文化局情報セキュリティ委員会において、各部署の庶務担当課長に対し、今回の事故について報告し、再発防止に努めるよう注意喚起を行う。また、業務全般について個人情報の管理方法を総点検し、事務改善を行う。</p> <p>③ システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。 情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>④ ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。 今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>⑤ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>⑥ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を发出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> <p>⑦ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を发出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p> <p>⑧ 東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。</p>

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・当該事務においては、死者という区分は設けず、通常のデータとして保管している。	
その他の措置の内容	・バックアップデータは、バックアップセンタで本番データと同様に管理されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を納税義務者等に提出してもらい、住所等を更新する。当該届は、主税局ホームページにも掲載されている。 ・納税通知書等の返戻調査時に新たな住所が判明すれば、最新の情報に更新している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき削除する。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文書については、定められた保存期間に基づき管理しており、保存期間が満了した文書については、定期的に廃棄(溶解処理)を行っている。そのなかで、軽易な文書(資料文書)については、事務遂行上必要な期間の終了する日をもって随時に廃棄を行っている。 ・主務課において常時利用する必要があるとして、主務課長が指定した常用文書については、保存期間とは別に保存され、施錠可能な所で保管している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>文書の保管契約、文書廃棄の溶解処理に係る運搬契約、文書廃棄の溶解処理契約において、「公文書等を一片たりとも散逸及び抜き取ることなく、またその内容や知り得た事項を外に漏らさず契約書の内容を厳守して処理を行う」旨の誓約書を委託業者から徴取するとともに、仕様書において、文書の安全管理や秘密の保護、作業方法、業者の資格等様々な条件を定め、リスクに対する措置を行っている。</p>		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
②電子申告審査システム事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告義務のある者については、地方税法第383条(固定資産の申告)及び343条第3項(固定資産税の納税義務者等)に規定されている。 ・申告の手引き(冊子、電子データともに用意されている。電子データは、主税局ホームページに掲載されている。)において、申告義務のある者について解説し、対象者以外の情報入手を、未然に防いでいる。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等を行う者以外からは情報を受け付けないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、本人確認を行える。 ・利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルセンタ(eLTAX)から取得できる情報をシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告データの様式は地方税法施行規則に規定されており、必要でない情報等を入力することはできない。 ・申告の手引き(冊子、電子データともに用意されている。電子データは、主税局ホームページに掲載されている。)に申告すべき事項や申告書記載例を設ける等、必要な情報以外の入手を防止している。 ・審査システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を受領することから、必要な情報以外の入手を防止している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者に提出を求める申告データは、地方税法施行規則に規定されており、当該申告データに<input type="checkbox"/>入力する情報が償却資産課税事務に使用されることを認識したうえで申告データを提出する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、公的個人認証による電子署名を確認する方法により、本人確認の措置をとる。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構へ確認する方法により、個人番号の真正性確認の措置をとる。 ・一般社団法人地方税電子化協議会による、申告データと真正性確認済の個人番号情報との突合により、当該申告データ上の個人番号の真正性確認の措置をとる。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入力内容が掲載された一覧表と申告書等の原本を突合せさせることにより、正確性の確保に努めている。 ・審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受け付けた情報を、原本として保存するシステムであるため、受領した情報が改変されることはない。
その他の措置の内容	-

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・審査システム(eLTAX)から税務総合支援システムまでは、同一センタ内において外部記録媒体によるデータの受け渡しを行っており、外部への持ち出しは行っていない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・審査システム(eLTAX)は、都における宛名システム等との接続はない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・審査システム(eLTAX)では、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを使用する職員に対して、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードは3か月に1度の頻度で変更を行わないとシステムが使用できないようにしている。 ・ログイン情報は、システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、どのタイミングで誰がログインしたのかが把握できるようにしている。 	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事担当部署が職員の異動情報を把握次第、または公表次第、異動情報を記載したメールにてシステム管理部署へ連絡している。これに基づき、システム管理部署が職員個人ごとの異動発令に合わせて必要な権限を付与・削除している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。 ・設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。 ・権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。 	

	具体的な制限方法	<p>【委託事項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間の有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを開覧できないようにしている。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを開覧できないようにしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録		<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施錠された保管庫等での管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を委託契約で規定している。 ・システムの全操作履歴(ユーザID、操作時間、操作内容等)を記録している。データベースに関しては、誰がどの情報をアクセス、抽出したかが記録されている。なお、記録は1年以上保存している。
特定個人情報の提供ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
	委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。
	委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、委託契約で規定している。 ・取扱区域(データセンタ等)への立入りはICカード所持者に限定しており、入室に際しては、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。
特定個人情報の消去ルール		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【委託事項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約履行完了後に外部記憶媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定している。 ・消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等について報告書類等にて確認している。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理するサーバ内の特定個人情報は、委託事項1の委託先が消去することとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
	規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約で下記事項を規定している。 (1)プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。 (2)外部記憶媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックすること。 (3)セキュリティ監査を実施する際は協力すること。 (4)委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
	具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託に関する契約書や仕様書及び受託者から受領する誓約書等の書類については、文書等の取扱に関する規定の保存期間に基づき保管している。 ・委託先に対し、作業場所へ業務に関係がない物の持込みを禁止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システムから審査システム(eLTAX)に外部記録媒体(ハードディスク又はUSBフラッシュメモリ)を経由して取り込んだ後、LGWANにより地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ登録する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)を利用して一般社団法人地方税電子化協議会へ提供する特定個人情報については、納税者IDと個人番号のみの送信を行う。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システムから審査システム(eLTAX)までは、同一センタ内又は同一執務室内において外部記録媒体によるデータの受け渡しを行っており、外部への持ち出しは行っていない。 ・審査システム(eLTAX)から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・審査システム(eLTAX)から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っており、決められた情報のみを提供するようにシステム上担保している。 ・システム上、提供先として一般社団法人地方税電子化協議会以外を設定することはできない仕様になっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・税務総合支援システムから審査システム(eLTAX)までのデータの受け渡しに使用する外部記録媒体(ハードディスク)は、施錠された保管庫で管理している。一時保存したデータについては、バックアップ用保存期間の経過後、委託先が手作業で消去している。 ・同目的に使用するUSBフラッシュメモリは、施錠された保管庫で管理している。一時保存したデータについては、データ移行後直ちに、職員が手作業で消去している。 ・USBフラッシュメモリの使用にあたっては、管理簿を作成し、利用者を記録しているほか、データ消去の確認を行っている。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	【紙媒体】 ・業務上の必要に応じて申告データを印刷した場合には、文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。 【審査システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限定しており、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 【外部記録媒体】 ・固定資産(償却資産)システムと審査システムの間のデータ授受に使用する外部記録媒体(ハードディスク)は、施錠された保管庫で管理している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・審査システム端末での外部記憶媒体の使用を制限し、予期しないデータの取り込み及び持ち出しができないようにしている。 ・データはソフトにより暗号化されているため、審査システム端末以外からデータを閲覧することはできない。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)との接続は、LGWANを使用し、ファイアウォールを適用するとともに、接続状況を監視することにより、不正接続への対策を行っている。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[発生あり]</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>	<p>① 平成28年4月21日、事務担当者が「海の森友の会通信」をメールで送信する際、全員のメールアドレス443件をbcc欄ではなく、誤って宛先欄に入力し、送信してしまった。</p> <p>② 平成28年9月16日、都が委託している私立高等学校等就学支援金の審査に係る事務において、再委託先が、審査に係る生徒保護者への書類を、誤った住所に送付した。送付書類は、書類に不備がある生徒保護者に対し、不足書類の提出期限等を連絡するものであり、生徒の氏名及び就学支援金認定番号が含まれていた。</p> <p>③ 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が出た。</p> <p>④ 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>⑤ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>⑥ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑦ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p> <p>⑧ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者(131社)に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者(131社)の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。</p>	

	再発防止策の内容	<p>① 事故発生の翌日(4月22日)緊急に港湾局情報セキュリティ委員会を開催し、各委員に対し事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について、部署内職員に対し周知徹底するよう指示した。また、当局監理団体及び報告団体に対して、総務課長より電話で、事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について指示した。 今後も、情報セキュリティ委員会などあらゆる機会をとらえて、都民の方等へメールによる連絡等を行う場合は、複数の担当者により送信先について確認するよう、定期的な注意喚起を徹底する。</p> <p>② 個人情報等の適正管理について事例等を通じて知識を習得し、適正な職務の執行を図るため、職員及び委託先職員を対象に個人情報保護研修を行った。生活文化局情報セキュリティ委員会において、各部署の庶務担当課長に対し、今回の事故について報告し、再発防止に努めるよう注意喚起を行う。また、業務全般について個人情報の管理方法を総点検し、事務改善を行う。</p> <p>③ システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。 情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>④ ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。 今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>⑤ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>⑥ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> <p>⑦ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p> <p>⑧ 東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。</p>
⑩死者の個人番号	[保管している]	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
	具体的な保管方法	・当該事務においては、死者という区分は設けず、通常のデータとして保管している。
	その他の措置の内容	・バックアップデータは、バックアップセンターで本番データと同様に管理されている。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を納税義務者等に提出してもらい、住所等を更新する。当該届は、主税局ホームページにも掲載されている。 ・納税通知書等の返戻調査時に新たな住所が判明すれば、最新の情報に更新している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき削除する。
その他の措置の内容	【紙媒体】 <ul style="list-style-type: none"> ・文書については、定められた保存期間に基づき管理しており、保存期間が満了した文書については、定期的に廃棄(溶解処理)を行っている。そのなかで、軽易な文書(資料文書)については、事務遂行上必要な期間の終了する日をもって随時に廃棄を行っている。 ・主務課において常時利用する必要があるとして、主務課長が指定した常用文書については、保存期間とは別に保存され、施錠可能な所で保管している。 【外部記録媒体】 <ul style="list-style-type: none"> ・外部記録媒体(ハードディスク)に一時保存したデータについては、バックアップ用保存期間の経過後、委託先が手作業で消去している。 ・同目的に使用するUSBフラッシュメモリに一時保存したデータについては、データ移行後直ちに、職員が手作業で消去している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>文書の保管契約、文書廃棄の溶解処理に係る運搬契約、文書廃棄の溶解処理契約において、「公文書等を一片たりとも散逸及び抜き取ることなく、またその内容や知り得た事項を外に漏らさず契約書の内容を厳守して処理を行う」旨の誓約書を委託業者から徴取するとともに、仕様書において、文書の安全管理や秘密の保護、作業方法、業者の資格等様々な条件を定め、リスクに対する措置を行っている。</p>	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
③国税連携ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他地方公共団体としか繋がっていないことから、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外は入手できない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の道府県は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁及び他都道府県から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、都が国税庁及び他都道府県から入手する際は番号法第16条が適用されない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・正確性の確保については、特定個人情報の入所元である国税庁に委ねられており、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正等行われた情報が国税庁や他都道府県から送信されてくる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・セキュリティについては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年5月1日総務省告示第206号)に定められた事項を順守するとともに、局内のセキュリティ実施手順において端末の管理に関する事項等を定め、順守することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・国税連携ファイルは国税データを保存する機能であるため、都における宛名システム等との接続はない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)は、税務事務に係るデータのみを保有しているため、税務事務以外の情報と紐付けることはできない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・国税連携システム(eLTAX)および国税データ閲覧機能を使用する職員に対して、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・パスワードは3か月に1度の頻度で変更を行わないとシステムが使用できないようになっている。 ・ログイン情報は 税務総合支援システム稼働当初から現在に至るまで操作ログとして保管されており、どのタイミングで誰がログインしたのかが把握できるようになっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事担当部署が職員の異動情報を把握次第、または公表次第、異動情報を記載したメールにてシステム管理部署へ連絡している。 ・これに基づき、システム管理部署が職員個人ごとの異動発令に合わせて必要な権限を付与・削除している。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・アクセス権限については、システム管理部署が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、「データ管理・閲覧可」、「閲覧のみ可」の権限を設定している。 ・設定済の内容については、毎年度末に見直しを行うことにより、付与する権限に過不足が生じないようにしている。 ・権限に変更を加えた際には、システム管理部署が権限設定状況を示した一覧表を更新することにより、どの部署にどのような権限が設定されているのかを把握できるようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの全操作履歴を記録している。データベースに関しては、誰がどの情報をアクセス、抽出したかが記録されている。
その他の措置の内容	・システム管理部署は、不正な操作の疑いがある場合には、参照情報と業務内容の関係性を確認している。 ・不正アクセスを未然に防ぐため、毎年実施する研修で上記作業を行うことについて職員に周知している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・「東京都特定個人情報の保護に関する条例」で目的外利用は禁止されている。 ・局内の規定において、原則、情報資産の外部持ち出しは禁止している。 ・これらを担保する手段として、上記条例等を研修や自己点検表等で職員へ周知するとともに、国税連携システム端末での外部記憶媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		<p>【委託事項1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することを、委託契約で規定しており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。 <p>【委託事項2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理するサーバ内の特定個人情報は、委託事項1の委託先が消去することとしている。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約で下記事項を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> (1) プログラム、データ等が格納されたサーバ及び端末機器等は、適切なアクセス権限を設定すること。 (2) 電子媒体でやり取りするプログラム、データ等は、最新のパターンファイルを適用したウイルス対策ソフトでチェックする。 (3) セキュリティ監査を実施する際は協力すること。 (4) 委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく委託元に報告する。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件を再委託先においても課している。 ・委託元が再委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認している。 ・委託先が再委託先の担当者名簿を提出するとともに、変更があった場合は遅滞なく報告させている。
その他の措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・委託に関する契約書や仕様書及び受託者から受領する誓約書等の書類については、文書等の取扱いに関する規定の保存期間に基づき保管している。 ・委託先に対し、作業場所へ業務に関係がない物の持込みを禁止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 【紙媒体】 ・業務上の必要に応じて閲覧データを印刷した場合には、文書等の取扱いに関する規定に基づき、施錠された書庫に保管している。 【国税連携システム(サーバ)】 ・特定個人情報を保管するデータセンタは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、国土交通省、東京都内の各区市が公表する浸水予想区域図及び洪水ハザードマップにおいて、2.0m以上浸水する場所に指定されていないこと、サーバ室等へ滞りなく電力を供給できる電源設備及び停電時にも機器の稼働を止めないための非常用自家発電設備を備えていること等の防災性を重視した条件により、選定している。 ・データセンタへの立ち入りはICカード所持者に限定しており、サーバ室に入るためには、ICカードに加え、パスワード及び静脈認証を必要とする等、厳重なセキュリティ対策を行っている。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 ・国税連携システム端末での外部記憶媒体の使用を制限し、予期しないデータの取り込み及び持ち出しができないようにしている。 ・サーバ、端末等の機器にはウイルス対策ソフトを適用するとともに、パターンファイルの更新を定期的に行うことにより、ウイルス感染を防止している。 ・地方税ポータルシステム(eLTAX)との接続は、LGWANを使用し、ファイアウォールを適用するとともに、接続状況を監視することにより、不正接続への対策を行っている。	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

	その内容	<p>① 平成28年4月21日、事務担当者が「海の森友の会通信」をメールで送信する際、全員のメールアドレス443件をbcc欄ではなく、誤って宛先欄に入力し、送信してしまった。</p> <p>② 平成28年9月16日、都が委託している私立高等学校等就学支援金の審査に係る事務において、再委託先が、審査に係る生徒保護者への書類を、誤った住所に送付した。送付書類は、書類に不備がある生徒保護者に対し、不足書類の提出期限等を連絡するものであり、生徒の氏名及び就学支援金認定番号が含まれていた。</p> <p>③ 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が流出した。</p> <p>④ 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>⑤ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>⑥ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑦ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ上を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p> <p>⑧ 平成30年9月21日、公益財団法人東京都公園協会が、委託事業者(131社)に電子メールを送信する際に、誤って委託事業者のメールアドレスを「宛先」欄へ入力し送信した結果、委託事業者(131社)の会社名、担当者名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。</p>
	再発防止策の内容	<p>① 事故発生の翌日(4月22日)緊急に港湾局情報セキュリティ委員会を開催し、各委員に対し事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について、部署内職員に対し周知徹底するよう指示した。また、当局監理団体及び報告団体に対して、総務課長より電話で、事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について指示した。 今後も、情報セキュリティ委員会などあらゆる機会をとらえて、都民の方等へメールによる連絡等を行う場合は、複数の担当者により送信先について確認するよう、定期的な注意喚起を徹底する。</p> <p>② 個人情報等の適正管理について事例等を通じて知識を習得し、適正な職務の執行を図るため、職員及び委託先職員を対象に個人情報保護研修を行った。生活文化局情報セキュリティ委員会において、各部署の庶務担当課長に対し、今回の事故について報告し、再発防止に努めるよう注意喚起を行う。また、業務全般について個人情報の管理方法を総点検し、事務改善を行う。</p> <p>③ システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。 環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。 情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>④ ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。 今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>⑤ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>⑥ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発送し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p>

⑦「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。

⑧東京都公園協会において、個人情報の取扱いの徹底など周知するとともに、職員に対しても本件周知と情報管理の徹底を指示した。建設局においても、「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止を徹底した。

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	・バックアップデータについても、システムで使用している元データと同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税庁・税務署に提出された所得税の訂正申告、修正申告、更正決議書等についてもデータの提供を受けており最新情報の取り込み処理も行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・課税から収入までの一連のサイクルを完了したデータについて、電子データの削除等に関する規定に基づき削除している。 ・媒体によるデータ授受を行う場合、媒体内のデータは取込み完了時に消去している。	
その他の措置の内容	・各システムから印刷した文書については、定められた保存期間に基づき管理しており、保存期間が満了した文書については定期的に廃棄(溶解処理)を行っている。 ・そのなかで、軽易な文書(資料文書)については、事務遂行上必要な期間の終了する日をもって随時に廃棄を行っている。 ・主務課において常時利用する必要があるとして、主務課長が指定した常用文書については、保存期間とは別に保存され、施錠可能な所で保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>文書の保管契約、文書廃棄の溶解処理に係る運搬契約、文書廃棄の溶解処理契約において、「公文書等を一片たりとも散逸及び抜き取ることなく、またその内容や知り得た事項を外に漏らさず契約書の内容を厳守して処理を行う」旨の誓約書を委託業者から徴取するとともに、仕様書において、文書の安全管理や秘密の保護、作業方法、業者の資格等様々な条件を定め、リスクに対する措置を行っている。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ責任者・個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。点検結果については、主税局情報セキュリティ委員会へ報告している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>1. 内部監査 以下の観点で内部監査人による監査を毎年実施している(2~3年サイクルで全部署を完了している)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己点検結果の確認 ・情報資産台帳・情報処理機器等の保有状況簿の確認 ・情報資産の保管・持ち出し等に係る帳票等の確認 ・執務室の視察 <p>2. 外部監査 以下の観点で、税務総合支援システム等を対象とした外部監査人による監査を2年に一度実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ機器等に対する脆弱性診断 ・セキュリティポリシー遵守や運用管理体制に関するヒアリング <p>3. その他 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>また、地方税法ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する一般社団法人地方税電子化協議会が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年に1回の悉皆研修 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない) ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修
3. その他のリスク対策	
-	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年12月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東京都公式ホームページ及び東京都第一本庁舎3階都民情報ルームにおいて、全項目評価書を公開し、郵送、電子メール及びFAXにて意見を受け付けた。
②実施日・期間	平成30年8月30日(木)から同年9月29日(土)までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見の提出はなかった。
⑤評価書への反映	変更なし
3. 第三者点検	
①実施日	平成30年10月1日(月)から同年10月18日(木)まで
②方法	東京都情報公開・個人情報審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。
③結果	以下の答申を受けた。 本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務(固定資産税(償却資産))における特定個人情報保護ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都主税局資産税部計画課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(20円/1枚)の手数料を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	-
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都主税局資産税部固定資産評価課 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3014
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月13日	I 1. ②	・地方税法に基づき、東京都特別区内の固定資産(償却資産)の所有者(償却資産課税台帳に所有者として登録されている者)に対し、...	<追記> ・国税庁・税務署へ提出された所得税申告書等データを国税連携システムで閲覧する。	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	I 2. システム2②	②税務総合支援システムから審査システム(eLTAX)への提供:プレ申告データ	②税務総合支援システムから審査システム(eLTAX)への提供:プレ申告データ、本人確認用データ	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	I 2. システム4	記載なし	<新規追加>	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	I 3.	①固定資産税(償却資産)課税事務ファイル ②電子申告審査システム事務ファイル	<追記> ③国税連携ファイル	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	(別添1)事務の内容	・事務フロー図 矢印①～⑭ ・備考 ①～⑭	<追記> ・事務フロー図 矢印⑬～⑮、⑲、ファイル①、ファイル②、ファイル③、委託①1、委託①2、委託①3、委託②、委託③、システム構成 ・備考 ⑬～⑮、⑲	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」、「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	II (②)3. ①	その他(本人又は本人の代理人→地方税ポータルセンタ(eLTAX)、税務総合支援システム)	その他(本人又は本人の代理人→地方税ポータルセンタ(eLTAX))	事前	実態に合わせて修正
平成30年8月13日	II (②)3. ⑧	申請内容について、システム登録を行う。	<追記> 一般社団法人地方税電子化協議会へ電子データを提供する。	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	II (②)5.	記載なし	<新規追加>	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	II (②)6. ①	【審査システム(eLTAX)】 特定個人情報を保管するデータセンターは、都市計画法における防火・準防火地域に指定されていること、...	<追記> 【外部記録媒体】 ・固定資産(償却資産)システムと審査システムの間のデータ授受に使用する外部記録媒体(ハードディスク)は、施錠された保管庫で管理している。	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	II (②)6. ③	【特定個人情報ファイル】 課税から収入までの一連のサイクルを完了した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき削除している。	【審査システム(サーバ)】 ・課税から収入までの一連のサイクルを完了し保存年限を経過した課税データについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。 ・一般社団法人地方税電子化協議会への提供が完了したデータについて、電子データの削除等に関する規定に基づき、委託先によるバッチ処理により削除している。 【外部記録媒体】 ・固定資産税(償却資産)システムと審査システム(eLTAX)の間のデータ授受に使用する外部記録媒体(ハードディスク)については、バックアップ用保存期間の経過後、委託先が手作業でデータを消去している。 ・同目的に使用するUSBフラッシュメモリについては、データ移行後直ちに、職員が手作業でデータを消去している。	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	II (③)	記載なし	<新規追加>	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	III (①)4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	【委託事項1、委託事項2】 委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件が再委託先においても課している。... 【委託事項3】 再委託について禁止している。	【委託事項1】 委託元と委託先の間で取り交わされている契約内容と同等の条件が再委託先においても課している。... 【委託事項2、委託事項3】 再委託について禁止している。	事前	実態に合わせて修正
平成30年8月13日	III (①)7. ⑨ III (②)7. ⑨	平成27年発生分の重大事故を記載	平成27年～平成30年の重大事故を記載	事前	新規事項が発生したため
平成30年8月13日	III (②)2. リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	【申告書(電子申告)】 ・番号法の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構へ確認する方法により、個人番号の真正性確認の措置をとる。	<追記> ・一般社団法人地方税電子化協議会による、申告データと真正性確認済の個人番号情報との突合により、当該申告データ上の個人番号の真正性確認の措置をとる。	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月13日	Ⅲ(②)3. 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・局内の規定において、調査時に個人情報を持ち出す場合は、その都度、事前に情報セキュリティ責任者の許可を要する旨規定されている。また、持ち出す個人情報を運搬するバッグ等については、常に肌身から離すことがないよう、最大限の注意を払うよう規定されている。	<削除>	事前	実態に合わせて修正
平成30年8月13日	Ⅲ(②)5.	記載なし	<新規追加>	事前	「②電子申告審査システム事務ファイル」に係る重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	Ⅲ(③)	記載なし	<新規追加>	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	Ⅳ1. ① 具体的なチェック方法	・情報セキュリティ責任者・個人情報管理責任者及び全職員は、毎年度1回以上、点検表に基づき、職場の文書管理、情報セキュリティ及び個人情報安全管理に関する点検を行っている。点検結果については、主税局情報セキュリティ委員会へ報告している。	<追記> ・国税連携システム(eLTAX)については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	Ⅳ1. ② 具体的な内容	1. 内部監査 以下の観点で内部監査人による監査を毎年実施している(2~3年サイクルで全部署を完了している)。 ...	<追記> 3. その他 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	事前	「③国税連携ファイル」に係る事務の重大な変更にあたるため
平成30年8月13日	V1. ①	163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階中央 03-5388-3003	163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階中央 03-5388-3002	事前	執務室の変更のため
平成30年8月13日	V2. ①	163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎20階北側 03-5388-3014	163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎23階北側 03-5388-3014	事前	執務室の変更のため
平成30年10月3日	Ⅱ(①)4. 委託事項2	記載事項無し	「委託事項2」に係る全項目追加	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅱ(②)4. 委託事項2	記載事項無し	「委託事項3」に係る全項目追加	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅱ(③)4. 委託事項2	記載事項無し	「委託事項4」に係る全項目追加	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 情報保護管理体制の確認	【委託事項1・委託事項3】	【委託事項1・委託事項2・委託事項3】	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載事項無し	【委託事項2】 ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できない	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【委託事項1】	【委託事項1・委託事項2】	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	記載事項無し	【委託事項2】 ・委託先は業務の過程で特定個人情報ファイルを保有しないため、電子データを消去する必要はない。	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	【委託事項1】	【委託事項1・委託事項2】	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(①)4. 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	【委託事項1】	【委託事項1・委託事項2】	事前	実態に合わせて修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月3日	Ⅲ(②)4. 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	記載事項無し	【委託事項2】 ・委託先が使用するユーザIDは、局内のIDに関する規定に基づき、委託元が割り当てを行っている。 ・ユーザIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、該当委託先はサーバ管理のみ使用するため、当該ユーザIDでは特定個人情報ファイルを閲覧できないようにしている。	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(②)4. 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	記載事項無し	【委託事項2】 ・委託先は業務の過程で特定個人情報ファイルを保有しないため、電子データを消去する必要はない。	事前	実態に合わせて修正
平成30年10月3日	Ⅲ(③)4. 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	記載事項無し	【委託事項2】 ・委託先は業務の過程で特定個人情報ファイルを保有しないため、電子データを消去する必要はない。	事前	実態に合わせて修正